

日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事

図面リスト

| 図面番号 | 図面名称 | 縮尺 |
|------|-------------------|---------------------|
| A-1 | 特記仕様書 1 | — |
| A-2 | 特記仕様書 2 | — |
| A-3 | 特記仕様書 3 | — |
| A-4 | 特記仕様書 4 | — |
| A-5 | 特記仕様書 5 | — |
| A-6 | 工事区分表 | — |
| A-7 | 案内図・配置図 | S=1:5000 S=1:500 |
| A-8 | 平面図 1 | S=1:400 |
| A-9 | 平面図 2 | S=1:400 |
| A-10 | 平面詳細図 (既存撤去) | S=1:50 |
| A-11 | 1階展開図 (既存撤去) | S=1:50 |
| A-12 | 2～4階展開図 (既存撤去) | S=1:50 |
| A-13 | 断面詳細図 1 (既存撤去) | S=1:30 |
| A-14 | 断面詳細図 2 (既存撤去) | S=1:30 |
| A-15 | 平面詳細図 (既存撤去後) | S=1:50 |
| A-16 | 断面詳細図 1 (既存撤去後) | S=1:30 |
| A-17 | 断面詳細図 2 (既存撤去後) | S=1:30 |
| A-18 | 平面詳細図 (改修後) | S=1:50 |
| A-19 | 1階展開図 (改修後) | S=1:50 |
| A-20 | 2～4階展開図 (改修後) | S=1:50 |
| A-21 | 断面詳細図 1 (改修後) | S=1:30 |
| A-22 | 断面詳細図 2 (改修後) | S=1:30 |
| A-23 | 天井伏図 (改修後) | S=1:50 |
| A-24 | キープラン・建具表 1 (改修後) | S=1:50 |
| A-25 | キープラン・建具表 2 (改修後) | S=1:50 |
| A-26 | 雑詳細図 (改修後) | 図 示 |
| A-27 | 外部仮設計画図 (参考) | 図 示 |

第1編 共通事項

■ 第1章 工事概要

1. 1 工事件名 日野市立日野台七小学校トイレ改修建築工事
1. 2 工事場所 日野市神明三丁目2番地
1. 3 工事規模
建物名称 日野市立日野第七小学校
構造規模 鉄筋コンクリート造4階 他
改修工事面積 195.64㎡
1. 4 工期
工期 契約確定日の翌日～令和6年12月16日
概成工期 契約確定日の翌日～令和6年12月2日

1. 5 工事概要
校舎②-1棟トイレ（1～4階）の全面改修工事

■ 第2章 一般事項

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

(2) 環境負荷低減の取組みについて

- 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
 - ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
 - ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和2年4月施行）」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「動告」に従わないときは、市はその動告の内容を公表することができる。なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4) 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等が発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

(5) 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減 thiểu 装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(6) アスベスト含有建材の取扱い

本工事において使用する材料は、原則としてノンアスベスト製品を選定し、使用すること。なお、機器等の性能及び仕様上、代替品を使用する場合は、監督員と協議の上施工すること。

2. 1 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、「最新年度版 東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。本特記仕様書に記載されていない事項については、上記の標準仕様書のとおり施工する事。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては、監督員の指示に従い施工すること。
- (3) 本特記仕様書に記載している次のア及びイのガイドラインにおける「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。
 - ア 東京都建設リサイクルガイドライン
 - イ 東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）
- (4) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2. 2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2. 3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。

2. 4 成績評定について

本工事は、日野市工事成績評定要綱に基づく工事成績評定について、次による。

- 対象
- ・対象外

2. 5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2. 7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
 - (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
 - (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
- #### 2. 8 設計変更等
- 設計変更等については、工事請負契約書第18条から24条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

■ 第3章 支払

3. 1 部分払

- (1) 工事請負契約書第38条に定める部分払の方法は、次による。
 - ・ 段階別部分払（支払回数は、 回以内とする。）
 - ・ 特例工事部分払（支払回数は、 回以内とする。）
 - 部分払については、行わない。
- (2) それぞれの運用については、次による。
 - 段階別部分払
ア 請求時期及び出来形
イ 出来高率表の提出

特例工事部分払

- ア 請求時期
請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。
- イ 出来高率表の提出
受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度提出する。
なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

3. 2 一部しゅん功払

- (1) 工事請負契約書第38条に規定する指定部分に係る工事が一部しゅん功し、検査に合格したときは、指定部分に相当する契約代金として、契約代金の %を支払う。
- (2) 指定部分の内容
- (3) 請求金額の算定
前払金が支払われている場合は、当該部分相当前払金（前払金充当額）を除く。

| 工種別 | 出来形の内容 | 認定率 (%) | 備考 |
|--------------|--|-----------|------------------|
| 1 積上げによる仮設工事 | それぞれの細目ごとに出来高を算出する | — | |
| 2 土工事 | 根切り及び地業完了時 | 80 | |
| 3 地業工事 | (イ) 杭頭処理完了、報告書確認時 (ロ) 打設完了、杭頭処理未完、報告書確認 | 100 95 | |
| 4 鉄筋コンクリート工事 | ○階コンクリート打完了時 (注) 階数で区分して出来形を定め、打設後1週強度の確認できるとき。 | 95 | |
| 5 鉄骨工事 | 組立、本締完了時 | 95 | |
| 6 組積工事 | 完了時 | 95 | |
| 7 防水工事 | 屋外など外部防水完了時 | 95 | |
| 8 金属建具工事 | 外部建具取付完了時 | 85 | 付属金物取付及び調整は未完でも可 |
| 9 ガラス工事 | 外部ガラス取付完了時 | 90 | |
| 10 その他の工事 | 各工種別工事完了時 | 95 | |
| 率共通仮設費及び諸経費 | 全直接工事費の出来高率に相当する率とする | — | |
| 建物ほぼ完了時 | 内外掃除、手直し残し程度 | 95 | 建物の構成率の95% |

(注) 完了時とは、概成の時期（ほぼ完了時）とする。

■ 第4章 施工区分

4. 1 施工区分

別途関連工事との施工区分は、別紙参照とする。

4. 2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払いは、次による。

- ・受注者の負担とする。
- 発注者の支給とする。

| (1)電気料 | | | (2)水道料 | | |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 工事区分 | 基本料金 | 従量料金 | 工事区分 | 基本料金 | 従量料金 |
| 建築工事 | | ○ | 建築工事 | | ○ |
| 電気設備工事 | ○ | ○ | 電気設備工事 | | ○ |
| 機械設備工事 | | ○ | 機械設備工事 | ○ | ○ |
| その他 | | ○ | その他 | | ○ |

- イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料を含む。

第2編 工種別事項

第1章 総則

■ 第1節 一般事項

- 1.1.4 現場代理人、官公署その他への届出手続等
工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。
 - 1.1.5 現場代理人、監理技術者及び主任技術者
 - (1) 本工事が日野市議会上程案件の場合、日野市議会が可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者及び主任技術者は、他の工事に専任で従事することができる。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者又は主任技術者は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
 - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
 - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
 - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について工場製作のみが行われている機関
 - 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。
 - 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - (3) 監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- 1.1.7 工事実績情報の登録
契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター「JACIC」（ジャシック）に登録する。また、登録後は、JACICの発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。
【登録先】〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目10番20号アカサカセブンスアヴェニュービル
一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985
HP <http://gt.jaic.or.jp/>
E-mail ct7h@jaic.or.jp

- 1.1.10 施工体制台帳等
「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の定めるところにより、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、その契約金額にかかわらず、全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を整備する。また、施工体制台帳及び再下請通知書の様式は、記載事項に外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の有無等が追加されたものを使用する。
 - (1) 施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、作成した施工体制台帳の写しを監督員に提出する。
 - (2) 各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、作成した施工体系図の写し及び掲示状況写真を監督員に提出する。
 - (3) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じる。
 - (4) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1.1.11 別契約の関連工事

- 本工事の施工に伴う別契約の関連工事は、次のとおりである。
 - 電気設備工事
 - 機械設備工事

1.1.12 別契約の工事

- 本工事の施工に伴う別契約の工事内容は、別紙参照とする。

| | | | | | |
|-----------|----------------------|-----|---------|-----|---|
| 工 事 名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | | | |
| 図 番 | A-01 | 図 名 | 特記仕様書 1 | 縮 尺 | — |
| 作 成 年 月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | | | |
| 訂 正 年 月 日 | 設計 日野市総務部建築営繕課 | | | | |

1.1.16 建設副産物の処理

(1)建設副産物は、次のとおり処理する。

ア リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成

(7) 記載内容及び添付書類

受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。
また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取りまとめて監督員に報告する。

なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都) (島しょにおける工事の場合は「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(東京都)とする。以下同じ。)によるほか、次表による。「東京都建設リサイクルガイドライン」等については、東京都ホームページで最新版を参照する。

添付書類一覧

| リサイクル計画書 | リサイクル報告書 |
|---|---|
| ①「再生資源利用計画書」(様式1) | ①「再生資源化等報告書」(様式7) |
| ②「再生資源利用促進計画書」(様式2) | ②「再生資源利用実施書」(様式1) |
| ③「搬入予定民間受入地届」(様式3) (民間受入地へ搬出する場合に限る) | ③「再生資源利用促進実施書」(様式2) |
| ④「建設発生土搬出のお知らせ」(様式4) | ④「リサイクル阻害要因説明書」(様式8) |
| ⑤ 収集運搬・処理業者の許可証の写し | ⑤「リサイクル状況記録写真」 |
| ⑥ 建設廃棄物処理委託契約書の写し | ⑥「民間受入地搬入確認報告書 (リサイクル証明書を含む)」(様式9) (民間受入地へ搬出した場合に限る。) |
| ⑦ 運搬ルート図 | ⑦「搬入完了報告書」(島しょにおける工事の場合) |
| ⑧ 使用するマニフェストの様式 | |
| ⑨ 告知書の写し(様式5) | |
| ⑩ 有害物質等チェックリスト(様式6) | |

※ 島しょにおける工事の場合は、適用しない (注記) 東京都都市整備局ホームページ参照

書類作成適用工事

| 書類名 | 適用工事 |
|---------------------------------------|---|
| 再生資源利用計画書(実施書) | 次のいずれかに該当する場合(工事しゅん功後、1年間保管) ① 土砂を搬入する場合 ② 碎石を搬入する場合 ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する場合 |
| 再生資源利用促進計画書(実施書)〔建設廃棄物処理計画書(実績書)を兼ねる〕 | 次のいずれかに該当する場合(工事しゅん功後、1年間保管) ① 建設発生土を搬出する場合 ② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する場合 ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を各品目について1トン以上搬出する場合 |
| 搬入予定民間受入地届、民間受入地搬入確認報告書(リサイクル証明書を含む) | 指定処分(B)または指定処分(C)により、建設発生土の民間受入地(土質改良プラントを含む。)に建設発生土を搬入する場合。(受注者は、事前に当該民間受入地が適正な受入地であることを確認する。) |
| 建設発生土搬出のお知らせ | 建設発生土を100m ³ 以上搬出する場合に、搬出に先立って作成し、受入地の所在する区市町村の建設発生土担当窓口に郵送、FAX等で提供する。 (工事しゅん功後、1年間保管。)なお、搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合は、その定めに従い必要な手続きを行う。 |
| リサイクル阻害要因説明書 | 工事途中において、やむを得ず次のいずれかを行う場合(工事しゅん功後、1年間保管) ① コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③ 土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合 ④ 碎石の利用工事において新材を使用する場合 ⑤ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合 |
| 告知書の写し、再生資源化等報告書 | 特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、以下のいずれかに該当する場合 ① 建築物の解体工事で、床面積の合計が80m ² 以上 ② 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が500m ² 以上 ③ 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負代金の額が1億円以上 ④ 建築物以外の工作物の工事で、請負代金の額が500万円以上 |
| 有害物質等チェックリスト | 建築物の解体工事、修繕、模様替え等の工事の場合 |

(4) 「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」(コブリス)という。)の活用

○ 本工事は「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は工事の実施に当たっては、システムの活用を図るものとする。

(システムに関する問い合わせ先)

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル
一般財団法人 日本建設情報総合センター(JACIC)内
建設副産物情報センター TEL 03-3505-0410 FAX 03-3505-0520
HP http://www.recycle.jaic.or.jp
E-mail recycle@jaic.or.jp

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の数度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。
また、受注者は、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成、提出に当たっては、「COBRIS」に掲載されている「建設リサイクル統合データシステム」(以下「REDAS」(レダス)という。)に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

(ウ) 「リサイクル状況記録写真」

受注者は以下により撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。

① 撮影内容

積込み状況、運搬状況(工事現場出発時)、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再生資源化施設の状況、最終処分場の状況(直接最終処分する場合に限る。)、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等を撮影する。

② 撮影方法

運搬状況(工事現場出発時)は、積込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。

現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。
再生資源化施設の状況及び最終処分状況(直接最終処分する場合に限る。)は、施設名称看板等を入れて撮影する。

イ マニフェスト等による報告

(7) マニフェストの提示

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェストのうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者(受注者)がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写しでも可)を監督員に提示する。

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでも可)を監督員に提示する。

ウ 建設副産物の取扱い

(7) 建設発生土の取扱い

本工により発生した建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)に基づき掘削量の削減、現場内での再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

なお、搬出する場合は、下記の場所へ搬出し、土砂伝票(土砂搬入管理券等、発生側の運搬証明)、土砂搬入確認書(受入側の受入証明)の写し及び等、発生側の運搬証明)、土砂搬入確認書(受入側の受入証明)の写し及び集計表を監督員に提出しなければならない。

※ 受注者は、建設発生土の積込み、搬出及び運搬に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないようにしなければならない。

※ 受注者は、建設発生土の積込み及び搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、それを工事記録写真帳に入れて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

① 現場内利用(工事現場外一時仮置き)

・ ストックヤード(区・市 地先)へ搬出し、一時仮置きをする。
仮置きに当たっては周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。

② 工事間利用

・ 次の工事現場へ搬出する。
なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

建設工事現場
(区・市 地先)

③ 指定処分(A)

・ 東京都建設発生土再利用センター(東京都江東区青海二丁目地先)へ搬出する。
・ 青梅建設発生土再利用事業所(東京都青梅市駒木二丁目地先)へ搬出する。
・ 株式会社建設資源広域利用センター(以下「UCR」という。)の次の場所へ搬出する。
地区(区・市 地先)

・ 東京港埠頭株式会社の中防内側受入基地(東京都江東区青海二丁目地先:中央防波堤内側埋立地)へ搬出する。

④ 指定処分(B)

・ 運搬距離(想定) kmの土質改良プラントへ搬出する。
・ 運搬距離(想定) kmの民間受入地へ搬出する。搬出に当たっては、埋立行為等に関係する法令や都県・市町村が制定している土砂の埋立等に関する条例に基づき、必要となる許可について調査し、適法であることを確認する。
なお、本工事では、 区・市 町にある受入施設を想定している。

⑤ 指定処分

・

(4) 建設廃棄物の取扱い

a 発生量の抑制

本工により発生した建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

b 再生資源化施設

本工事において建設廃棄物を搬出する場合は、再生資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。
搬出先は、受注者がCOBRIS等を利用し、また、受入条件、再生資源化の方法等を施設に確認し、適切な再生資源化施設を選定する。

搬出に先立って、搬出先、再生資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を受ける。

本工事では、次の場所にある再生資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再生資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

○ コンクリート塊

(住所/搬出距離/搬出量/搬出条件等)
住所 東京都八王子市下柚木十四号1903-1
搬出距離 約 8 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・ アスファルト塊
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・ 建設泥土
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・ 建設発生土
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・ 建設混合廃棄物
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

(ウ) せっこうボードの取扱い

a 石綿含有せっこうボードの取扱いは、次による。
・ 「石綿処理に係る工事仕様書」による。

b せっこうボードの搬出に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(イ) PCB含有シーリング材の取扱い
PCB含有シーリング材の分析調査及び搬出は、次による。
・

(2) 再生材の活用
ア 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。
○ 現場で発生した建設発生土を使用する。
・ 次のストックヤードから、ストック土(普通土)を搬入する。
ストックヤード(区・市 地先)

・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。
なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。
建設工事

(区・市 地先)

・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土(普通土)を搬入する。
・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土を搬入する。
・ 青梅建設発生土再利用事業所からストック土(普通土)を搬入する。
・ 青梅建設発生土再利用事業所から改良土を搬入する。

・ コンクリート塊を原料とした再生砂(RC-10等)を使用する。
なお、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。

・ 次の場所から、 土を搬入する。
・

イ 建設廃棄物の現場内再利用

現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。
・ コンクリート塊については、粒の大きさを_____mm以下に砕いて埋戻し、路盤材料、_____に再利用する。
・ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、チップ舗装・堆肥・木杭・_____に再利用する。

・ 発生する _____については、 _____に再利用する。
なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。

ウ 建築物等の分別解体等及び建設資材の再生資源化等については、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き(公共工事)」(東京都)によるものとする。

「建設リサイクル法書類作成等の手引き(公共工事)」については、東京都都市整備局ホームページを参照する。
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/

1.1.17 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」(東京都財務局)によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。
http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/index.html

| | | | | | |
|-------------|----------------------|----|--------|----|---|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | | | |
| 図番 | A-02 | 図名 | 特記仕様書2 | 縮尺 | - |
| 作成 年 月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | | | |
| 訂正 年 月 日 | 設計 日野市総務部建築営繕課 | | | | |

1.1.19 保険の加入及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.26 住宅瑕疵（かし）担保履行法に基づく資力確保措置

特定住宅瑕疵（かし）担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「住宅瑕疵（かし）担保履行法」という。）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。

- 適用する（費用については本件契約に含むものとし、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵（かし）担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）への保険加入証書の写し又は供託予定の資料を監督員に提出する。また、保険の加入を選択した場合の保険加入証書には、保険法人と協議の上、「1.1.11別契約の関連工事」の必要な工事受注者と連名にする。）。
- 適用しない。

■ 第2節 工事関係図書

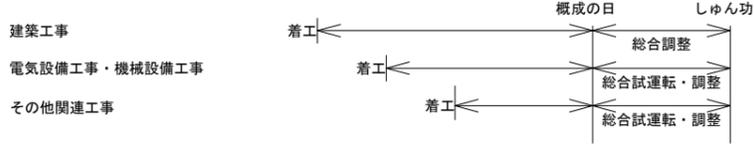
1.2.1 実施工程表

全体工期から別契約の関連工事に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5工期」に明記場合は、これによる。）を定め、関連工事の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表をされた作成する。

また、工事の完了が、別契約の関連工事と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（別契約の関連工事は、「1.1.11別契約の関連工事」による。）。

なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。

※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(26)」による。）



工程で条件がある場合は、次による

- 工事の乗り込みは、学校が夏季休暇となつてからとする。
- 解体工事等、振動騒音の発生する工事を、学校の夏季休暇中に完了させること。

1.2.2 施工計画書

(4) 「2.2.4 仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

1.2.5 試験、施工等の記録

(3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。

また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。 ・ 作成しない。
- エ 写真帳の提出は、次による。
- 提出する。 ・ 提出しない。

(5) 工事状況記録ビデオ

- 作成しない（注：東京都議会上程案件以外の場合は作成しない。）。
- ・ 工事状況を撮影・編集したビデオテープ、DVD等については、次のとおり提出する。

(6) デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下「電子黒板」という。）は次による。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4?」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することをいう。

電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）については、CRYPTRECホームページを参照する。

イ 適用範囲

対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工程については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェアについては、JACICホームページを参照する。

エ 本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

■ 第3節 工事現場管理

1.3.3 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。

- ・ 配置する。 ○ 配置しない。

1.3.5 施工条件

(2) 施工条件は、次による。

1.3.7 施工中の安全確保

(3) 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。

- 本工事の受注者を指名する。
- ・ 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

ア 統括安全衛生責任者 イ 元方安全衛生管理者 ウ 店社安全衛生管理者

■ 第4節 材料

1.4.1 環境への配慮

(1) 工事（解体のみの工事は除く。）の施工に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定された「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）（島しょにおける工事の場合は、「東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）とする。以下同じ。）により環境負荷を低減できる資材等を選定する。「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/

ア 環境物品等の調達は、次による。

(7) 本工事で指定する環境物品等は、次による。

- a 特別品目
 - ・ 建設発生土類 ・ 再生木質ボード類 ・ 環境配慮型型枠 ○ 再生クラッシュラン類
 - 低VOC塗料 ・ 多摩産材を用いた建築材料
 - ・ 再生骨材を用いた均し（捨て）コンクリート等 ・ スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
- b 特定調達品目
 - 建設機械 ○ 製材等 ・ フローリング ・ 陶磁器質タイル ○ ビニル系床材
- c 調達推進品目
 - ・

(4) 受注者は、(7) b以外のもので、「特定調達品目のリスト」に示す環境物品等と本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目が使用可能な場合は、監督員の承諾を受け、使用する。

(7) 受注者は、(7) c以外のもので、「調達推進品目の定義」に該当する環境物品等の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

(a) 受注者は、特別品目、特定調達品目、調達推進品目の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

(4) 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じ、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を添付した報告書を監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-R等を、併せて監督員に提出する。

なお、これらの（実績）チェックリストの電子情報については、監督員が貸与したファイルから作成する。

イ 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(7)から(8)までを満たすものとする。

(7) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。

(4) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(7) 接着材に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。

(a) 家具、書架、実験台その他の什（じゅう）器等は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。

1.4.2 材料の品質等

(1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次による。

(8) 再生材の品質は、次による。

- 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/
- ア 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30) イ 再生粒度調整砕石(RM-40、RM-30) ウ 再生砂(RC-10)
- エ 再生加熱アスファルト混合物 オ 改良土 カ 粒状改良土 キ 流動化処理土
- ク 再生骨材Lを用いたコンクリート

1.4.4 材料の検査等

(1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（平成24年4月東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

(4) 試験機関の指定を受けた試験は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」（昭和61年6月18日付61都市建調第185号）に基づく登録簿に示された公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター、一般財団法人建材試験センター等のI類の試験機関において実施する。

また、選定した試験機関については、監督員の確認を受ける。「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」及び試験機関等については、都市整備局ホームページを参照する。

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bousai/kn_t07.htm

■ 第6節 施工

1.6.7 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。

- 一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）
- (1) バックホウ (2) ホイールローダ (3) ブルドーザ (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- (5) 空気圧縮機（可搬式） (6) 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの）
- (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン） (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.6.8 低騒音・低振動型建設機械

(1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。

- ア バックホウ イ クラムシエル ウ トラクターショベル
- エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン オ 油圧式杭圧入引抜機 カ アースオーガー
- キ オールケーシング掘削機 ク アースドリル ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
- コ アスファルトフィニッシャー サ 空気圧縮機 シ 発動発電機

(2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。

ア バイプロハンマー

1.6.9 化学物質の濃度測定

化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。

■ 第8節 しゅん功図等

1.8.1 完了時の提出図書

(1) 提出図書

ア しゅん功図は、次による。

- 作成する（「1.8.2 しゅん功図」による。）。
- ・ 作成しない。

イ しゅん功写真は、次による。

- 作成しない。
- ・ アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、2部とする。また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。

ウ 安全に関する資料は、次による。

- 作成する（「1.8.3 安全に関する資料」による。）。
- ・ 作成しない。

1.8.2 しゅん功図

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原因を複写訂正し、しゅん功原図としてもよい。

種類、記入内容及び提出部数は、次による。

- (1) しゅん功原図 1 部
- (2) 見開製本 (A2) 1 部（文字なし観音開き）(A3) 1 部（文字入り観音開き）
- (3) 電子データ版 (CD-R等) 2 部

1.8.3 安全に関する資料

(1) 安全に関する資料の作成内容等は、次による。

- ア 建物保全データ 電子データで2部 監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。
- イ その他の安全に関する資料
 - ・ 付属品等引渡し通知書
 - ・ 試験成績書
 - ・ 官公署届出書類（副本）
 - ・ 官公署届出書類の写し
 - ・ 鍵・備品・工具リスト
 - ・ 保証書
 - ・ 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
 - ※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出する。
 - ・

第2章 仮設工事

■ 第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等

監督員事務所の設置は、次による。

- 設置しない。 ・ 設置する。

■ 第5節 既存部分の養生

2.5.2 既存部分の養生

(1) 既存部分の養生は、次による。

- 養生シート
- (2) 固定された備品等の移動は、次による。
- 行う（図示による） ・ 行わない。

(4) 既存家具等の養生は、次による。

- 行う（解体に伴う粉じん影響範囲） ・ 行わない

2.5.3 仮設間仕切り

(1) 仮設間仕切り等の種別、下地、材種、厚さ、塗装等は、次による。

| 種別 | 下地 | 材種 | 厚さ(mm) | 塗装等 |
|-----|-----|------|--------|------|
| ○C種 | 木下地 | 合板張り | 9 | 行わない |

(2) 仮設扉の設置箇所及び種別は、次による。

- 木製扉 合板張り

| | | | | | |
|-----------|----------------------|-----|--------|-----|---|
| 工 事 名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | | | |
| 図 番 | A-03 | 図 名 | 特記仕様書3 | 縮 尺 | - |
| 作 成 年 月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | | | |
| 訂 正 年 月 日 | 設計 日野市総務部建築営繕課 | | | | |

第4章 地業工事

■ 第6節 砂利、砂、割り石、捨コンクリート地業等

4.6.2 材料

- (1) 砂利地業に使用する砂利は、次による。
 ○ 再生クラッシュラン (RC-40) ・切込砂利 ・切込砕石
 (3) 目つぶし砂利は、次による。
 ○ 再生クラッシュラン (RC-40) ・切込砂利 ・切込砕石

第5章 鉄筋工事

■ 第2節 材料

5.2.1 鉄筋

鉄筋の種類は、次による。

| 種類の記号 | 呼び径 (mm) |
|----------|-----------------|
| ○ SD295A | ○ D10, D13, D16 |

■ 第3節 加工及び組立て

5.3.4 継手及び定着

- (1) 鉄筋の継手は、次による。
 ○ 重ね継手 (D29未満の鉄筋の場合)
 D10～D16

第6章 コンクリート工事

■ 第2節 コンクリートの種類及び品質

6.2.1 コンクリートの種類

- (1) コンクリートの使用骨材による種類は、次による。
 ○ 普通コンクリート
 ・ 軽量コンクリート
 (2) コンクリートの類別は、次による。
 ○ I類

6.2.2 コンクリートの強度

普通コンクリートの設計基準強度 (FC) は、次による。

| 設計基準強度 (FC) | スランプ (cm) | 適用範囲 |
|------------------------|-----------|--------|
| ○ 21 N/mm ² | 18 | スラブ、土間 |

第9章 防水工事

■ 第7節 シーリング

9.7.2 材料

- (2) シーリング材の種類及び使用箇所は、次による。

| シーリング材の種類 | 使用箇所 |
|-----------|-----------------------|
| ○ SR-1 | |
| ○ MS-2 | 手洗い流し、ライニング天板、タイル、汚垂石 |

第12章 木工事

■ 第2節 材料

12.2.1 木材

(1) 一般事項

「1.4.1 環境への配慮」により製材等 (製材、集成材、合板、単板積層材又は直交集成板)、再生木質ボード (パーティクルボード、繊維板又は木質系セメント板) を指定された場合は、「東京都環境物品等調達方針 (公共工事)」 (島しょにおける工事の場合は、「東京都島しょ地域における環境物品等調達方針 (公共工事)」) の「製材等」及び「再生木質ボード」による。

また、ホルムアルデヒドの放散量については、「1.4.1 環境への配慮 (2) イ」による。

木材の種別は、次による

| | 種別 | 使用箇所 |
|-----|--------|------------------------|
| 下地材 | ○A種・B種 | 床 (校舎①-2棟・職員トイレ・体育館)・壁 |
| 造作材 | ○A種・B種 | 見切り材 |

- (ウ) 造作材の種別は、次による。

ウ 杉、ひのきの無垢 (むく) 材を使用する場合、東京の木多摩産材認証協議会が認証した東京の木多摩産材を使用することとし、その適用は、次による。

・

なお、多摩産材の製品や調達などに関して、平成26年6月に設置された情報窓口は、次による。

「多摩産材情報センター」

〒198-0036 東京都青梅市河辺町六丁目4番1号 東京都青梅合同庁舎1階

電話 0428-20-1181 FAX 0428-25-0028

URL http://www.tamamori.jp/tamasanzai-info/

エ 樹種

樹種等は、次による。

| 樹種 | 使用箇所 | 備考 |
|----|-----------|-------------|
| スギ | 一方枠・三方枠・他 | 多摩産材CL塗装仕上げ |

12.2.3 床張り用合板等

- (1) 普通合板は、次による。また、ホルムアルデヒドの放散量については、「1.4.1 環境への配慮 (2) イ」による。

| 厚さ | 表板の樹種名 | 接着材の程度 | 板面の品質 | 防虫処理 | 適用 |
|--------|------------|------------|---------------|--------------|----|
| 5.5~12 | 広葉樹 針葉樹 | ○1類 ・2類 | 2等以上 C-D以上 | ・行う ○行わない | |

12.2.4 接合具等

(3) 接着剤

塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。

また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

第15章 左官工事

■ 第3節 床コンクリート直均 (なら) し仕上げ

15.3.1 適用範囲

床コンクリート直均 (なら) し仕上げとする箇所は、次による。

- 図示による

■ 第5節 仕上塗材仕上げ

15.5.2 材料

(1) 仕上塗材

ウ 仕上塗材の種類、呼び名、仕上げの形状等は、次による。

| 種類 | 呼び名 | 仕上げの形状等 |
|----------|---------|---|
| ○ 複層仕上塗材 | ○ 複層塗材E | ○ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 耐候性：2種 上塗材：ウレタン 溶媒：○水系 ・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 樹脂：・アクリル系 ○ ウレタン系 外観：○つやあり ・ つやなし ・ メタリック 防水形の増塗材：・ 行う ・ 行わない |

※外壁塗装 (補修部分) は、上塗材 (ウレタン) のみとする

第16章 建具工事

■ 第8節 建具用金物

16.8.4 鍵

- (1) マスターキーの作製は、次による。
 ・ 製作する。 ○ 製作しない。

第18章 塗装工事

■ 第1節 一般事項

- (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のもを原則とするほか、図面 (仕上げ表等) による。

また、「1.4.1 環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。

ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下 (鉄部用は5%以下) の水性塗料であること。

イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

■ 第2節 素地ごしらえ

- (1) 木部の素地ごしらえの種別等は、次による。

| 種別 | 施工部位及び塗料の種別 |
|------|---------------|
| ○ B種 | 三方枠、窓枠、木枠、見切り |

■ 第5節 クリヤラッカー塗り (CL)

クリアラッカー塗りの種別等は、次による。

| 種別 | 使用箇所 |
|------|-----------|
| ○ B種 | 三方枠、窓枠、木枠 |

■ 第8節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)

合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

| 種別 | 使用箇所 |
|------|------|
| ○ B種 | 廊下壁面 |

第19章 内装工事

■ 第1節 一般事項

19.1.2 基本品質

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

■ 第2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

19.2.2 材料

- (1) ビニル床シートの種類、色柄、厚さ等は、次による。

| 種類の記号 | 色柄 | 厚さ (mm) | 使用箇所 |
|-----------------------------|------|---------|-------------------------|
| ○超防汚複層ビニル床シート UV樹脂コーティング | 現場指示 | 2.0 | トイレ及び前室床 (①棟、プール付属棟) |

- (4) ビニル幅木の厚さ、高さ等は、次による。

- 厚さ2.0mm、高さ100mm、床シート巻上げ

■ 第7節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り

19.7.2 材料

- (1) せっこうボード、その他のボード類の種類、厚さ等は、次による。

| 種類 | 規格、区分等 | 厚さ (mm) | 使用箇所 |
|---------------|-----------------------|---------|-------|
| ○ せっこうボード製品 | ○ せっこうボード (GB-R) | 9.5 | 図示による |
| | ○ シーキングせっこうボード (GB-S) | 12.5 | 図示による |
| | ○ 化粧せっこうボード (GB-D) | 9.5 | 図示による |
| ○ けい酸カルシウム板製品 | ○ ポリエステル化粧けい酸カルシウム板 | 6.0 | 図示による |
| ○ 合板 | ○ 耐水合板 | 5.5、12 | 図示による |

※ 設備器具が取り付け箇所は下地補強板を設置の事。

19.7.3 工法

- (1) 下地は、次による。

- 軽量鉄骨下地

- (5) ボード類、合板等の張付け

ウ 合板類の張付けの種別は、次による。

- A種 (ボード)

- (7) せっこうボードの目地工法の種類は、次による。

- 継目処理工法 (グラスファイバイテープによる工法)

第20章 ユニット及びその他の工事

■ 第1節 一般事項

20.1.2 基本品質

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

20.2.5 トイレブース

(2) 材料

ア パネル表面材は、次による。

- 高圧メラミン樹脂化粧板 (パーティクルボード裏打)

ウ 脚部の形状は、次による。

- SUS巾木

20.2.8 表示

- (3) 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は、次による。

- 図示による。

20.2.10 コーナービード

- (1) コーナービードの材種は、次による。

- アルミ

- 天井点検口：次による。
 ○ アルミ製、目地タイプ

第26章 内装改修工事

■ 第2節 既存床の撤去及び下地調整

26.2.2 工法

- (3) 改修後の床の清掃範囲は、次による。

- ・ 図面による。

- 改修範囲、廊下取合部、解体粉じん影響教室

■ 第6節 軽量鉄骨天井下地

26.6.2 材料 (14.4.2 材料)

- (2) 野縁等の種類は、次による。

- 19形

26.6.3 形式及び寸法 (14.4.3 形式及び寸法)

- (1) 屋外の野縁受け、吊 (つ) リボルト及びインサートの間隔は、次による。

- 間隔は、900 mm程度とし、周辺部は端から 150 mm以内とする。

| | | | | | |
|-----------|----------------------|----|--------|----|---|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | | | |
| 図番 | A-04 | 図名 | 特記仕様書4 | 縮尺 | - |
| 作成 年月日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | | | |
| 訂正 年月日 | 設計 日野市総務部建築営繕課 | | | | |

26.6.4 工法 (14.4.4 工法)

- (1) ア 既存の埋込みインサートの使用は、次による。
 - 使用する。
 - ・ 使用しない。
 - イ(イ) あと施工アンカーの引抜き試験は、次による。
 - 行う。
 - ・ 行わない。
- (3) 野縁受けに野縁をクリップを用いて留めつける場合は、クリップのつめの向きを交互にして留め付ける。なお、クリップの野縁受けへの留め付けについては、つめが溝側に位置するものは野縁受の溝内に確実に折り曲げる。
- (4) それぞれの材料の緊結の工法は、次による。
 - 標準施工要領書通りとする。

■ 第7節 軽量鉄骨壁下地

26.7.3 形式及び寸法 (14.5.3 形式及び寸法)

- (1) スタッド、ランナーの種類等は、次による。

| 種類 | スタッドの高さによる区分 | 備考 |
|-------|--------------|------------------|
| ○ 50形 | 高さ2.7m以下 | ライニング@300、一部壁ふかし |
| ○ 65形 | 高さ4.0m以下 | @450 |

第27章 塗装改修工事

■ 第1節 一般事項

- (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のもを原則とするほか、図面（仕上げ表等）による。また、「1.4.1環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。
 - ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。
 - イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にに行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

■ 第2節 下地調整

27.2.1 一般事項

既存塗膜の除去範囲は、次による。

- 塗膜の劣化部分

27.2.5 鉄鋼面の下地調整

鉄鋼面の素地ごしらえの種類等は、次による。

| 種別 | 施工部位及び塗料の種類 |
|-------|-------------|
| ○ RB種 | 図面表記のSOP塗 |

■ 第3節 さび止め塗料塗り

27.3.3 さび止め塗料塗り

(1)鉄鋼面さび止め塗料塗りの種別等は、次による。

| 種別 | 施工部位及び塗料の種類 |
|------|-------------|
| ○ C種 | 図面表記のSOP塗 |

■ 第4節 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)

27.4.2 塗料の種類

塗料の種類は、次による。

- 1種

27.4.3 木部合成樹脂調合ペイント塗り

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

| 種別 | 使用箇所 |
|------|--------|
| ○ B種 | 巾木（廊下） |

■ 第8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

| 種別 | 使用箇所 |
|------|------------|
| ○ B種 | 図面表記のEP-G塗 |

第29章 石綿除去工事

■ 第1節 一般事項

29.1.1 適用範囲

石綿含有建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（環境局）による。当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている最新版を参照すること。

29.1.3 施工一般

- (1) 受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への提出について遅滞なく行う。
- (2) 受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届書）又は「東京都環境確保条例」に基づく届出（石綿飛散防止方法等計画届出書）に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力する。
- (3) 受注者は、事前に「石綿障害予防規則」第4条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。その実施内容を監督員に報告する。

- (4) 石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）の最新版に準拠する。
- (5) 関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認等については、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに応じる。

29.1.5 石綿粉じん濃度測定

- (1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去工事を施工する場合は次による。
 - ア 受注者は、工事の場所の敷地の境界線のうちで、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺4方向の図示による場所について、作業前、作業中、作業後の浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）の最新版による。
 - ※ 作業前の測定は、現場周辺のバックグラウンド濃度を把握するため実施する。
 - ※ 作業中の測定は、除去工事の作業期間が6日を超える場合、6日ごとに1回以上行う。また、二区画以上の施工区画にわたって行われる場合、施工区画ごとに行う。
 - イ 施工区画の隔離状況等を把握するため、図示による次の地点において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。
 - 施工区画内
 - 施工区画直近の外周（除去作業中の前室の入口、集じん・排気装置の排気口）
 測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）の最新版による。
- (2) 石綿含有成形板等の除去工事を施工する場合は、次による。
 - 目視による監視を実施する。
 - ・ (1)アによる浮遊石綿濃度測定を実施し、報告書を提出する。
 - ・ 作業環境周辺の状況を把握するため、施工箇所において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。
- (3) (1)又は(2)の浮遊石綿濃度を測定する場合の、測定時期、測定場所及び測定箇所数は次による。
 - ・ 図面による。
 - ・ 次の表による。

| 測定場所 | 測定時期（回） | | | 測定箇所数（地点） | 備考 |
|-----------|---------|-------|-----|-----------|--|
| | 作業前 | 除去作業中 | 作業後 | | |
| 敷地境界 | | | | | |
| 施工区画内 | | ※1 | ※2 | | ※1 特に石綿濃度が高くなる恐れがある場合。 ※2 作業後の測定は隔離シート撤去前に行う。 |
| 施工区画直近の外周 | | | | | |

- ・ なお、測定機関は、「作業環境測定法」（昭和50年法律第28号）に基づき都道府県労働局に登録されている第三者の作業環境測定機関が行うものとし、施工計画書に記載する。
- (4) その他、石綿粉じん濃度測定において、設定する条件は次による。
 - ・

■ 第2節 共通事項

29.2.1 専門工事業者

「工事に相応した技術を有することを証明する資料」については、次の要件を全て満たすことができる技術を証明する資料をいう。

- ① 除去工事に際し、作業場に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）をおよそ10本以下とすることにより、汚染を制御する技術を持っている。
- ② 除去処理工事後に、作業場における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できる技術を持っている。
- ③ 除去工事中の作業者は関連法令等に則り作業を行う等のほか、施工中に発生する恐れがある事故を想定して、その対策を講じることにより、安全を確保する技術を持っている。

また、施工実績等も含める。なお、「吹付け石綿粉塵飛散防止処理技術」については、「建設技術審査証明事業」の取得に際して使用した資料も含める。

29.2.6 表示および掲示

事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさとする。その他の表示や掲示については、視認しやすい大きさとする。

29.2.8 保護具等

石綿処理に関わる監督員の保護具を処分する場合は、関係法令に従い適切に行う。

■ 第3節 石綿含有吹付け材の除去

29.3.1 作業場の隔離等

負隔離養生の方法等は次による。

- ・
- イ 隔離シートの設置に当たっては、次による。
 - ・ 隔離シートの一部にクリアパネルを用いるなど、施工区画外から作業場内の状況を即時に確認できる構造とする。
- オ 石綿の飛散を防ぐことのできるフィルタは、JIS Z 8122に規定する超高性能微粒子フィルターによる。（HEPAフィルター（High Efficiency Particulate Air Filter）及びこれに準じたものをいう。）
- コ 隔離状況及び集じん・排気装置の稼働状況の確認は、次による。
 - ・ 気密性確認用のスモークマシンで発生させた疑似煙を作業場内に充満させ、隔離外部より漏洩等の異常がないことを目視で確認する。その後、集じん・排気装置を稼働させ、疑似煙が適切に排気されることを確認する。

29.3.2 工法

- (1) 石綿含有吹付け材の除去工法は次による。
 - ・

- (2) 除去された石綿含有吹付け材の飛散防止措置は次による。

- 固化する。
 - ・ なお、固化の方法等については、次の方法による。
 - 「飛散性アスベスト廃棄物に関する収集・運搬の手引き～都の埋立処分場への搬入にあたって～」（平成18年1月 東京都環境局）
 - 「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き－飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法－」（平成17年12月 東京都環境局）
 - ・ 湿潤化し、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。（プラスチック製の袋を使用する場合、厚0.15mm以上）

■ 第5節 石綿含有成形板等の除去

29.5.1 石綿含有成形板等の除去

- 作業場所の周辺の養生は次による。
 - ・ 隔離養生（負圧不要）に用いる養生シート等は、耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。
- 29.5.2 工法
 - 粉じん飛散抑制剤等の散布
 - ・ 水噴霧による湿潤化
 - ・ 散水による湿潤化
 - ※ 湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過その他の適切な処理を行う。
 - ※ 「手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならぬ場合には、十分に湿潤化した状態で作業する。

29.5.3 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分

- ウ(7) 石綿含有せっこうボードの処分は「1.1.16(2)キ」により、次の場所への搬出を想定している。
 - ・ 石綿含有せっこうボード（管理型最終処分場）
- | 住所 | 丁目 | 番号 |
|--------|----|----------------|
| 搬出距離 約 | km | 搬出量 約 |
| | | m ³ |
- 搬出条件：
- (4) 石綿含有石こうボードを除く石綿含有成形板等の処分は「1.1.16(2) オ」による。

29.5.4 確認及び後片付け

- ア 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

■ 第6節 石綿含有仕上塗材の除去

29.6.1 石綿含有仕上塗材の除去

- (1) 除去方法等は次による。
 - ・
- (2) 隔離養生（負圧不要）に用いる養生シート等は、耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。
- 29.6.4 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分
 - 汚泥として処理が必要な場合の対応は、次による。
 - ・

■ 第7節 封じ込め、囲い込み

29.7.1 封じ込め、囲い込みの作業

- 石綿含有建材の封じ込め又は囲い込み作業を行う場合は、次の方法により行う。
 - (1) 封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、「建築基準法」告示で定める「封じ込め及び囲い込みの措置の基準」（平成18年9月29日 国土交通省告示第1173号）を遵守する。
 - (2) 封じ込めに用いる石綿飛散防止剤は、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成12年5月31日 建設省告示第1446号）第1第20号石綿飛散防止剤を満たした認定品を使用する。
 - (3) 封じ込め及び囲い込み作業に当たっては、作業実施前に既存の石綿含有建材の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じ石綿が飛散しないよう補修する。
 - (4) 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適切なものを使用する。囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために石綿飛散防止剤を使用するときも同様とする。
 - (5) 作業に際しては、作業場所の隔離、石綿飛散防止フィルタの付いた集じん・排気装置による排気等、石綿含有建材の除去作業に準じた作業を行う。フィルタの種類は、「29.3.1 作業場の隔離等 オ」による。

| | | | | | |
|--------------|----------------------|-----|--------|-----|---|
| 工 事 名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | | | |
| 図 番 | A-05 | 図 名 | 特記仕様書5 | 縮 尺 | - |
| 作 成 年 月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | | | |
| 訂 正 年 月 日 | 設計 日野市総務部建築営繕課 | | | | |

施工区分

別途関連工事との施工区分については、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備工事標準施工区分表

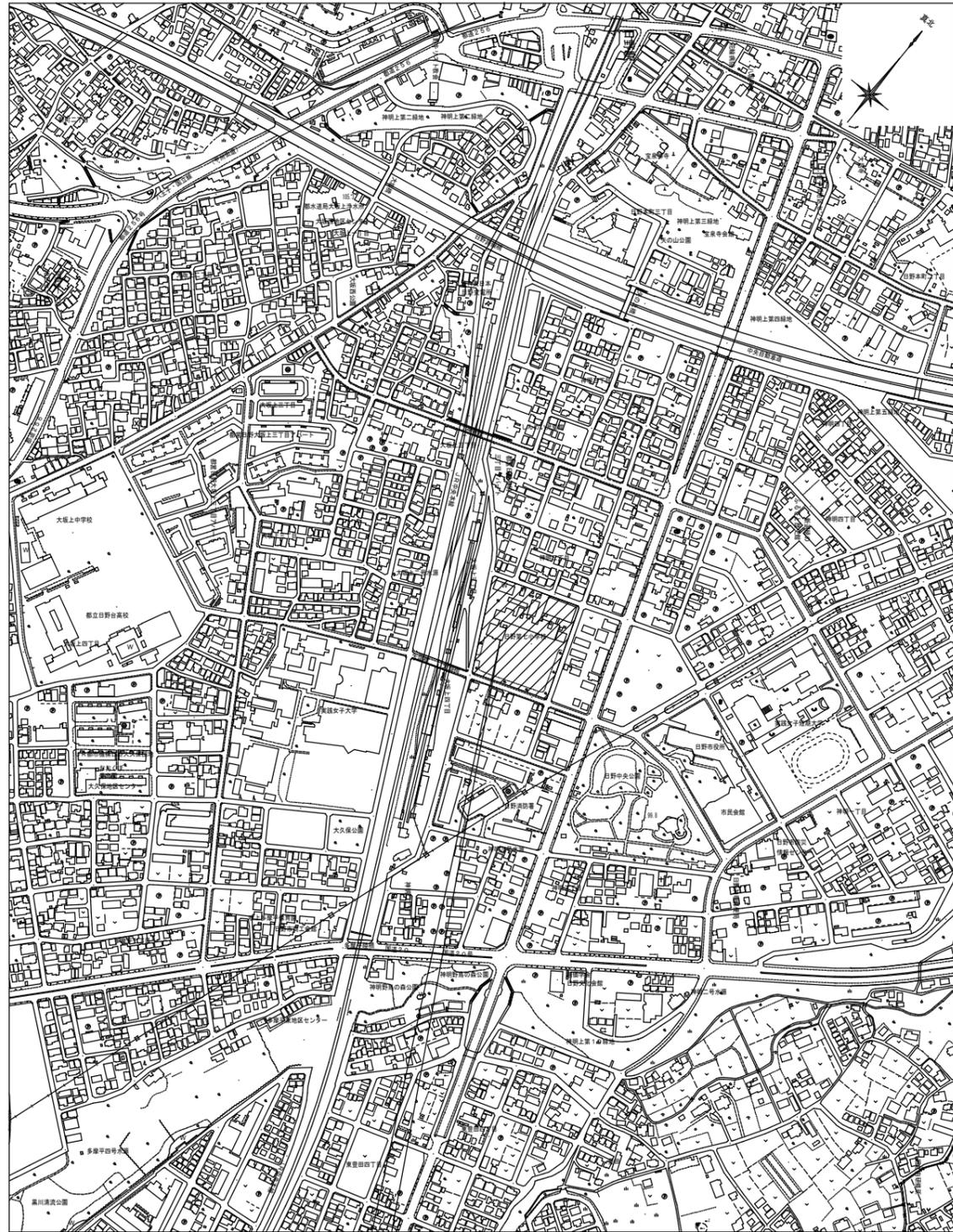
| 項目 | 内 容 | 建築 | 電気 | 機械 | 備考 |
|------------------------|--|----|----|----|--------------|
| 1 各種水槽・ピット(建物と一体構造のもの) | 1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの | ○ | | | |
| | 2 コンクリート造の各種水槽釜場 | ○ | | | |
| | 3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋(防水型)及びタラップ、排水槽・汚水槽等の入孔蓋(防臭型)及びタラップ | ○ | | | |
| | 4 最下階便所のピット、入孔蓋(防臭型)及びタラップ | ○ | | | |
| | 5 二重床改め口 | ○ | | | |
| | 6 二重床盤内通気管・通水管 | ○ | | | |
| | 7 二重壁内の水抜管 | ○ | | | |
| 2 トリチ・排水溝 | 1 各種トレンチ蓋及び入孔蓋 | ○ | | | |
| | 2 屋内排水溝及び入孔蓋 | ○ | | | |
| 3 機器等の基礎(建物と一体構造のもの) | 1 機器用基礎(コンクリート打ち) | ○ | | | |
| | 2 屋上水槽の基礎(コンクリート打ち) | ○ | | | |
| | 3 二重床下部分の機器用基礎(コンクリート打ち) | ○ | | | |
| | 4 機器、水槽等の7か及び基礎仕上げ | | ○ | ○ | |
| 4 スリーブ | 1 各種配管用スリーブ | | ○ | ○ | |
| | 2 ダクト、ガラリ用スリーブ | ○* | | ○ | *建築が取付るがりの場合 |
| | 3 衛生器具(大便器)取付け用箱入れ | | | ○ | |
| | 4 押込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ | | | ○ | |
| | 5 分電盤取付け穴等の箱入れ | | ○ | | |
| | 6 各種スリーブの補強 | ○ | | | |
| | 7 避雷針取付け部 | ○ | | | 防水を考慮した基礎仕上げ |
| | 8 外壁貫通スリーブまわりの防水 | ○ | | | |
| | 9 床貫通スリーブまわりの防水 | ○ | | | 防水層を貫通する場合 |
| | 10 貫通穴及びダクト空隙充填 | | ○ | ○ | |
| 5 天井切込及び換気扇取付け枠 | 1 埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込器具取付けのための天井切込み及び下地補強 | ○ | | | 墨出しは電気、機械 |
| | 2 換気扇取付け用枠及び穴あけ | ○ | | | 墨出しは電気、機械 |
| 6 改め口、点検扉 | 1 天井改め口 | ○ | | | |
| | 2 各種シャフト点検口 | ○ | | | |
| 7 はつり及び補修 | 配管のための貫通及び埋込み箇所のはつり又は補修 | | ○ | ○ | |
| 8 排水 | 1 各種床排水金具 | ○ | | ○ | |
| | 2 流し(人造石研出し)の排水金具 | | | ○ | |
| | 3 流しの排水金具 | ○* | | ○ | *建築が取付る流しの場合 |
| | 4 外構工事におけるり字溝及びこれに接続する溜槽 | ○ | | ○ | |
| 9 雨水排水 | 1 ルーフドレイン | ○ | | | |
| | 2 地盤面までの屋内壁樋・排水管 | ○ | | ○ | |
| | 3 建物外部までの屋内部分排水管 | ○ | | ○ | |
| | 4 屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の壁樋 | | | ○ | |
| 10 ガラリ | 1 外壁、サッシに取り付けるガラリ(ただし、空調・排気用ダクトその他に取合いあるものを除く。) | ○ | | | |
| | 2 ドアガラリ | ○ | | | |
| | 3 暗室等の透光ガラリ | ○ | | | |
| 11 動力 | 1 一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線 | | ○ | | |
| | 2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配線 | | | ○ | |
| | 3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線 | | | ○ | |
| | 4 パッケージ型空調器用電源で手元閉器以降の配管・配線 | | ○ | | |
| | 5 電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線及び操作盤・押ボタン取付け | ○ | | | |
| 12 制御 | 1 空調用制御機器及び操作用機器取付けとその配管・配線 | | | ○ | |
| | 2 衛生用液面制御機器取付けとその配管・配線 | | | ○ | |
| | 3 総合監視盤(衛生・空調) | | | ○ | |
| 13 防災 | 1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線及び検出器・制御盤 | | ○ | | |
| | 2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線及び検出器・制御盤 | | | ○ | |
| 14 コンクリート・接続穴あけ | 1 フリーアクセスの穴あけ | ○ | | | 墨出しは電気 |
| | 2 実験台・演台(備品)等の穴あけ | ○ | | | 墨出しは電気、機械 |
| 15 各種シャフト | 各種シャフトのうちコンクリート造のもの及びこれに必要なコンクリート床 | ○ | | | |
| 16 その他 | 解体又は改修する建物等の機器のうち再使用するもの取外し | ○ | ○ | ○ | |

本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

追記

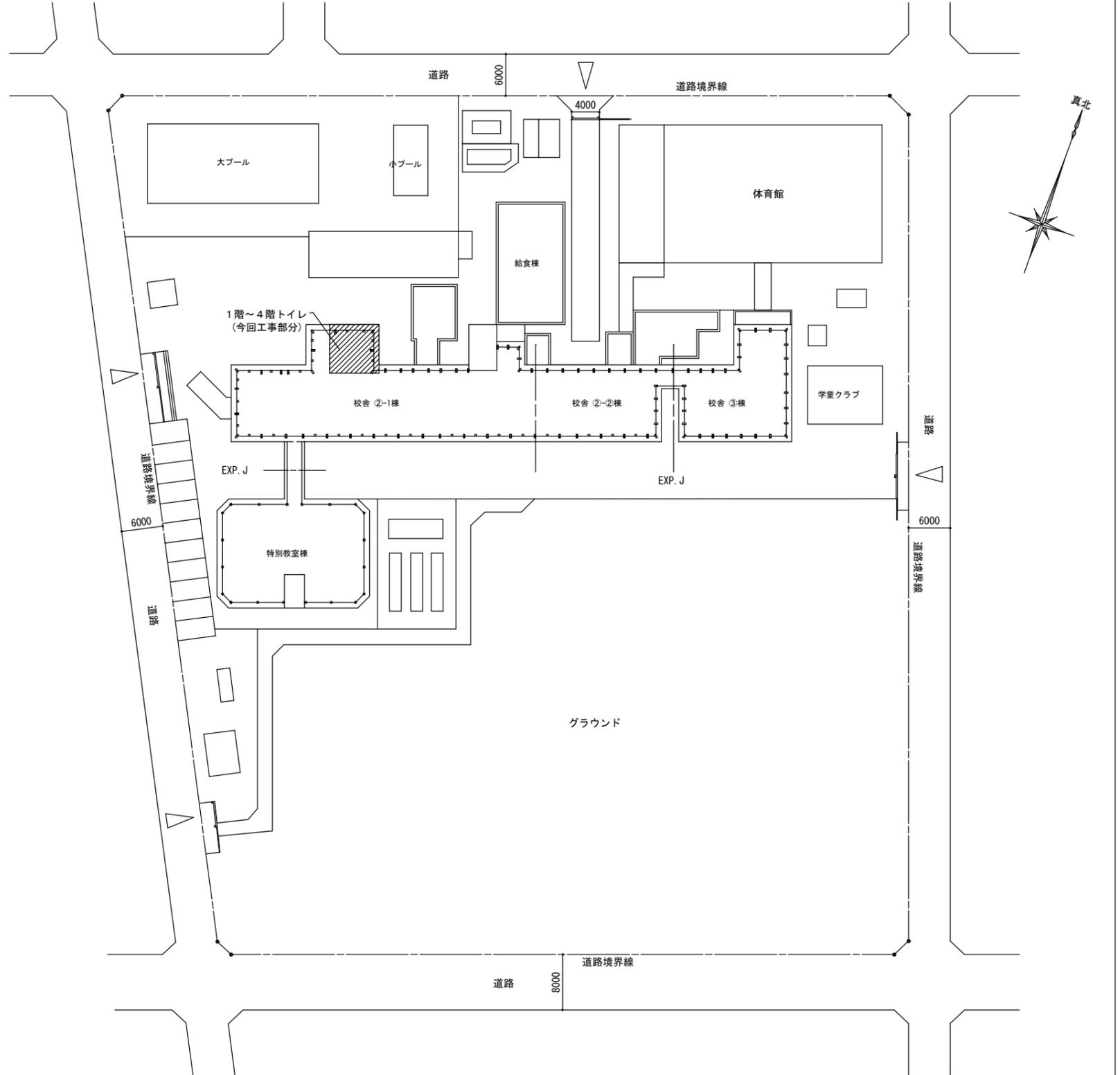
- 本工事は、建築工事のほか上記に示すとおり分発注工事の為、工事にあたっては、他工事との連絡、打合せを充分に行い、各受注者との協議のもとに工事を進めること。工事区分等に不明確な問題が生じた場合は監督員と協議調整を行い、円滑に工事を進めること。
- 全体工程管理については、建築工事受注者が他工事受注者との調整を行い、その責任を負うものとする。特に本工事は、分発注工事であり、建築工事受注者の工程管理が他受注者の工程に多大な影響を与えるものとなりやすい為、各工事受注者間の打合せを充分に行い、工程管理するものとする。
- 近隣の既存施設に対し、工事に伴い汚損、破損等を与えた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示に従って原型に復旧すること。なお、これらに要する費用は受注者負担とする。
- 工事に伴う官庁等への書類その他関連書類の作成にあたっては、受注者が責任をもって作成し、承諾等を得ること。なお、これらに要する費用は受注者負担とする。
- 本工事に要する電気及び上下水道は、工事前仮設にて対応すること。なお使用量金の負担について、各受注者間で事前に協議し、問題の生じることのないようにすること。
- 本工事の施工期間中、受注者又は現場代理人は、現場に常駐し施工管理の任にあたること。

| | | | | |
|-----------|----------------------|-----|-------|---------------|
| 工 事 名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | | |
| 図 番 | A-06 | 図 名 | 工事区分表 | 縮 尺 A1:- A3:- |
| 作 成 年 月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | | |
| 訂 正 年 月 日 | 設計 日野市総務部建築営繕課 | | | |



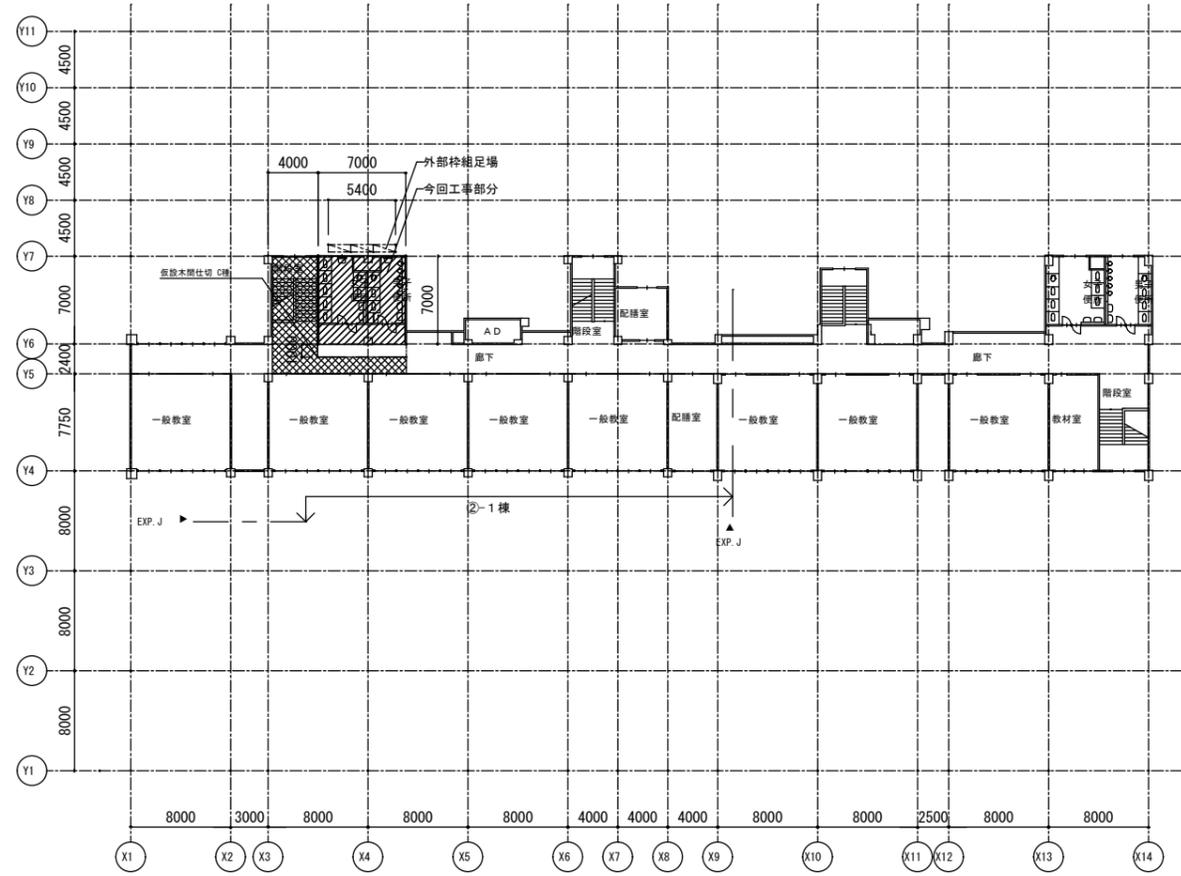
工事場所：日野市神明三丁目2番地

案内図 S=1:5000

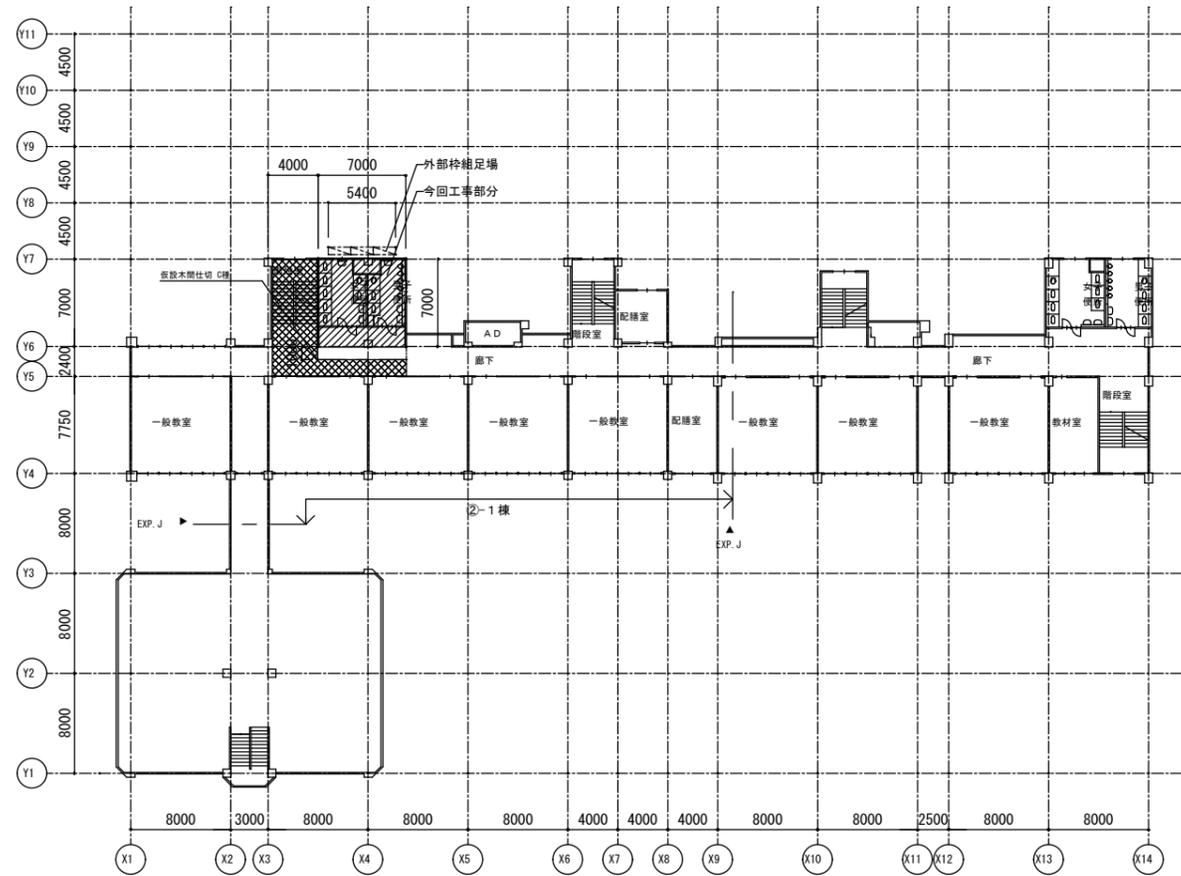


配置図 S=1:500

| | | | |
|------------------|----------------------|----|-------------------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-7号 | 図名 | 案内図・配置図 |
| 作成 平成28年10月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂正 平成 年 月 日 | 設計 株式会社 スタッド | | 一般建築士第261204号 櫻井 一 郎 |



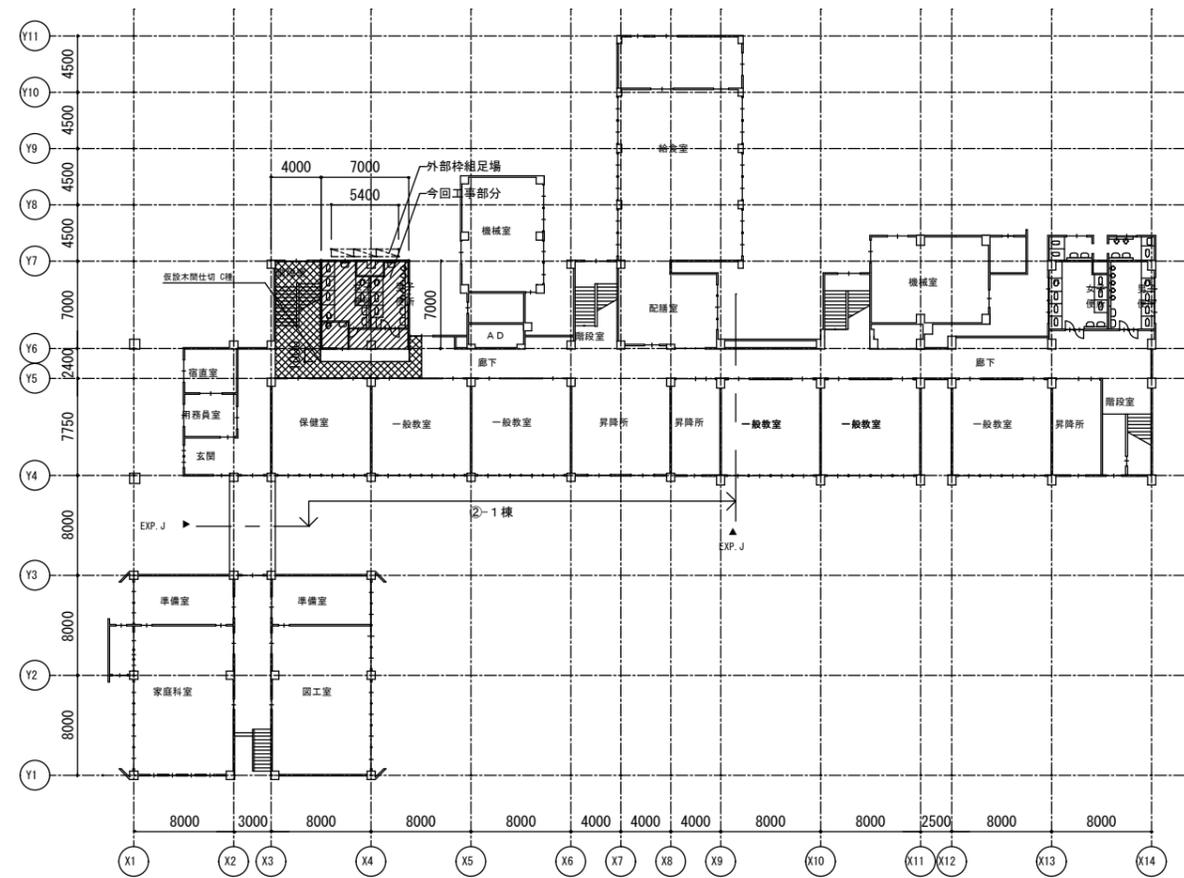
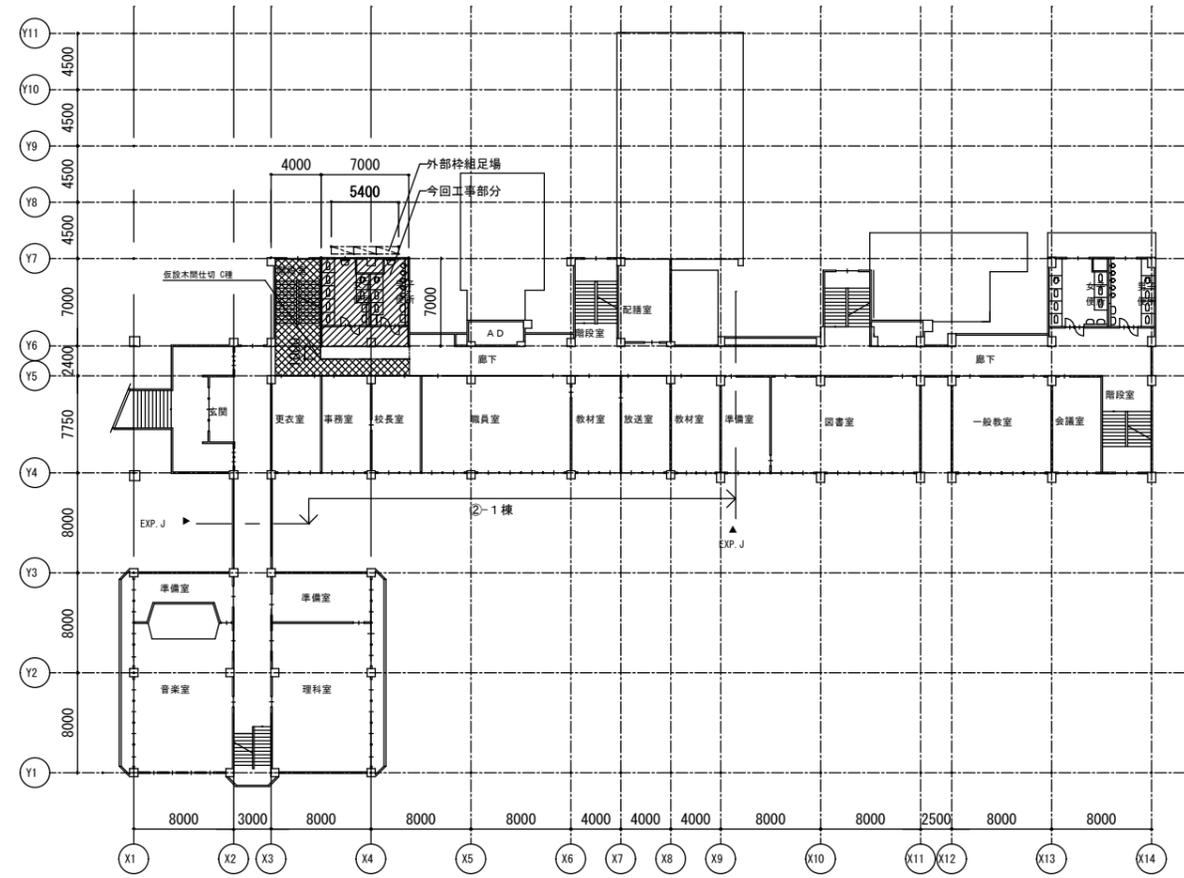
4階平面図 S=1:400



3階平面図 S=1:400

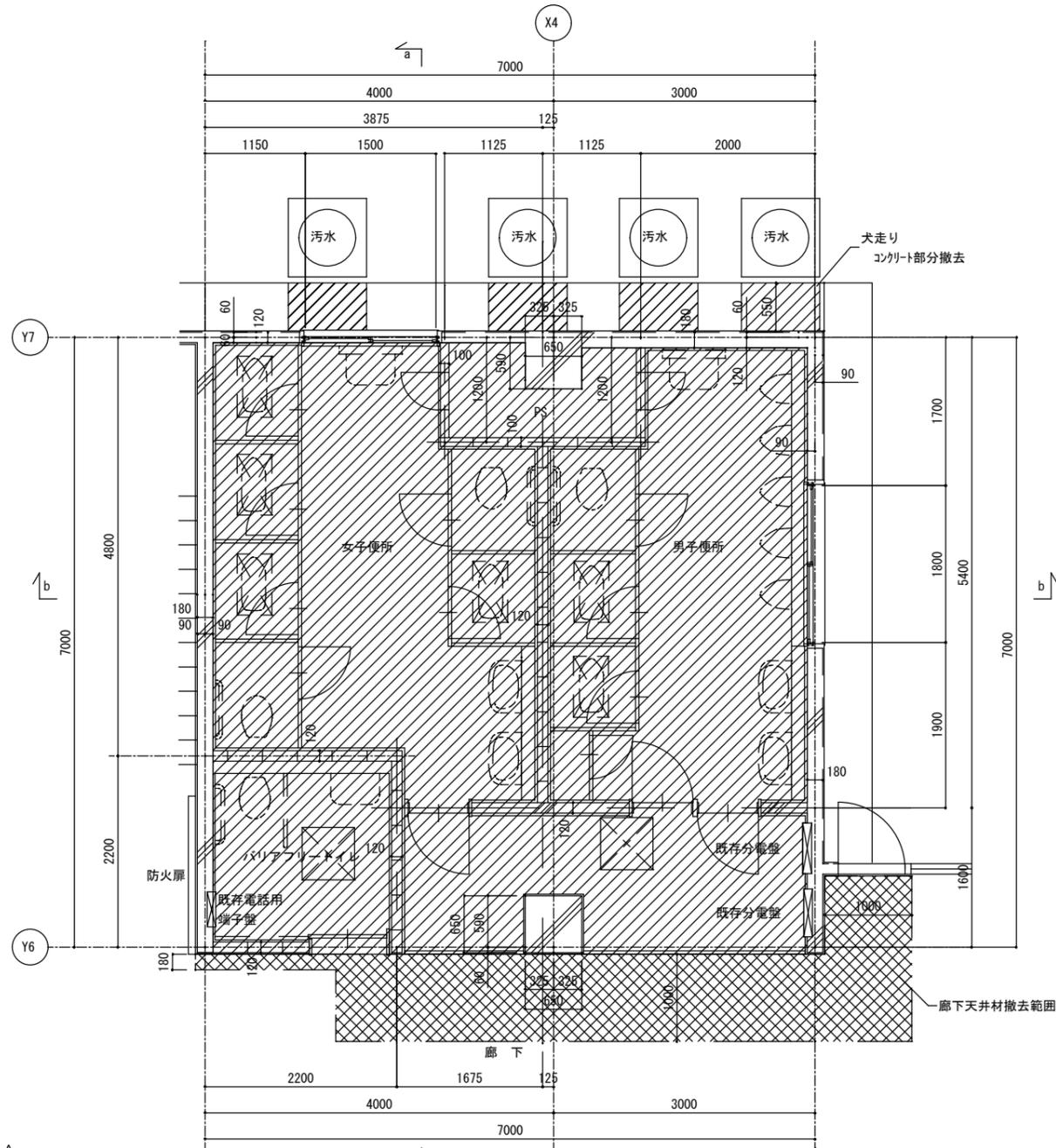
床シート養生範囲
 ※廊下の間仕切は粉塵が舞わないように天井まで養生

| | | | |
|------------------|----------------------|----|-------------------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-8号 | 図名 | 平面図2 |
| 作成 平成28年10月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂正 平成 年 月 日 | 設計 株式会社 スタッド | | 一般建築士第261264号 塚井 一 司 |

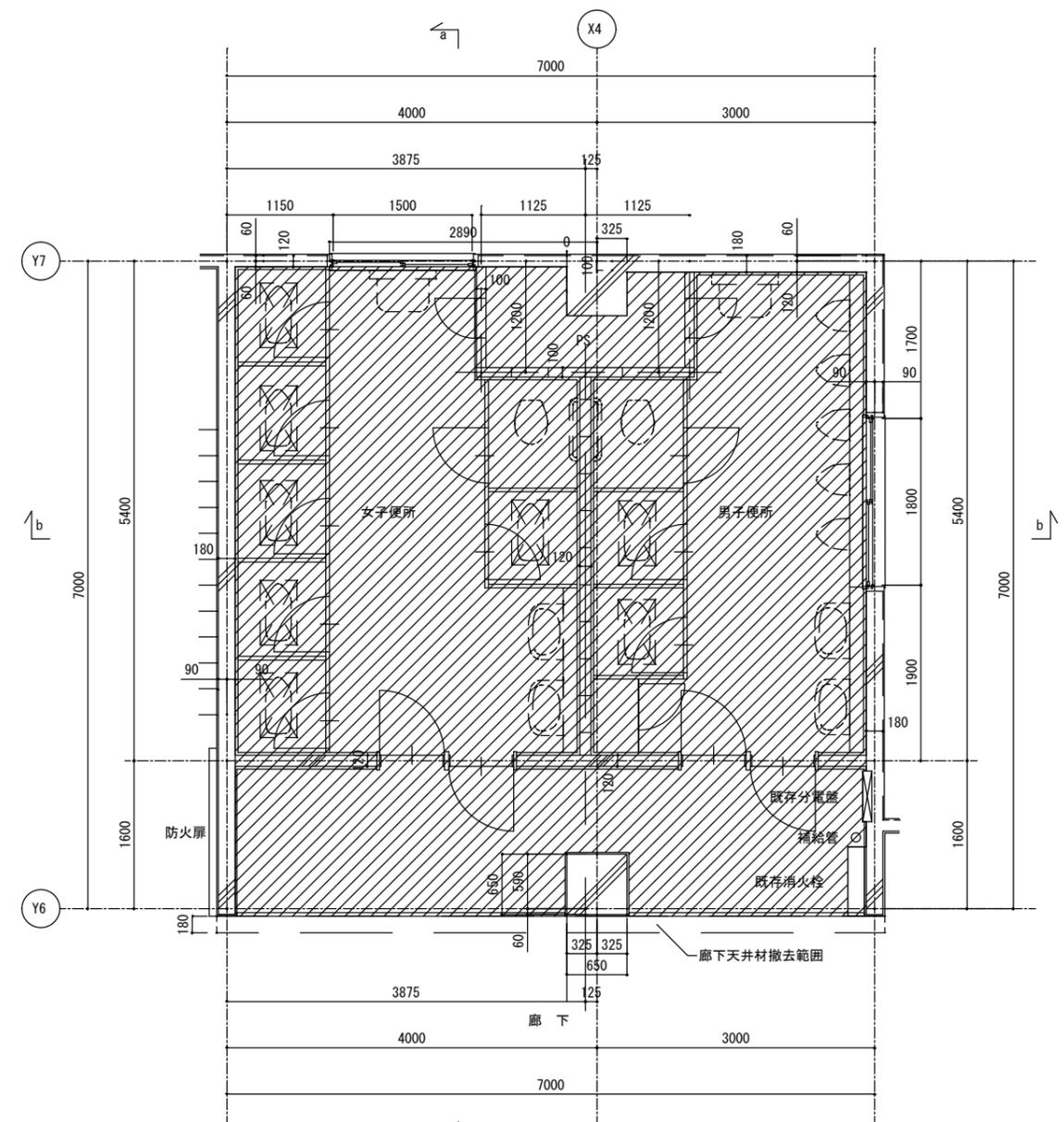


 床シート養生範囲
 ※廊下の間仕切は粉塵が舞わないように天井まで養生

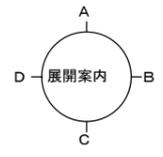
| | | | |
|------------------|----------------------|----|-------------------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-9号 | 図名 | 平面図1 |
| 作成 平成28年10月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂正 平成 年 月 日 | 設計 株式会社 スタッド | | 一般建築士第261204号 塚井 一 司 |



既存1階 平面詳細図 S=1:50



既存2~4階 平面詳細図 S=1:50



既存仕上げ撤去項目 (一般トイレ)

| 部位 | 仕上 (撤去) | 下地 (撤去) |
|---------|--------------------|------------------------|
| 天井 | 目透し張EP | 5mm/ノンスケイダル板 軽量鉄骨天井下地材 |
| 壁 | 防水型複層塗材 | 下地モルタル |
| 床 | 50角タイル | 下地モルタル |
| 巾木 | 50角タイル (立上げ H=100) | 下地モルタル |
| 窓額縁 | 木製40WU+00D725 | |
| トイレノース | ポリエステル化粧板 | |
| 木製扉 | OP塗装 | |
| ライニング甲板 | 人造大理石 25WU+00D7150 | |

既存仕上げ撤去項目 (だれでもトイレ)

| 部位 | 仕上 (撤去) | 下地 (撤去) |
|-------|--------------------|------------------------|
| 天井 | 目透し張EP | 5mm/ノンスケイダル板 軽量鉄骨天井下地材 |
| 壁 | 防水型複層塗材 | 下地モルタル |
| 床 | 塩化ビニル樹脂長尺シート | 下地モルタル |
| 片引きドア | フッ素樹脂焼付塗装、17-式駆動装置 | |

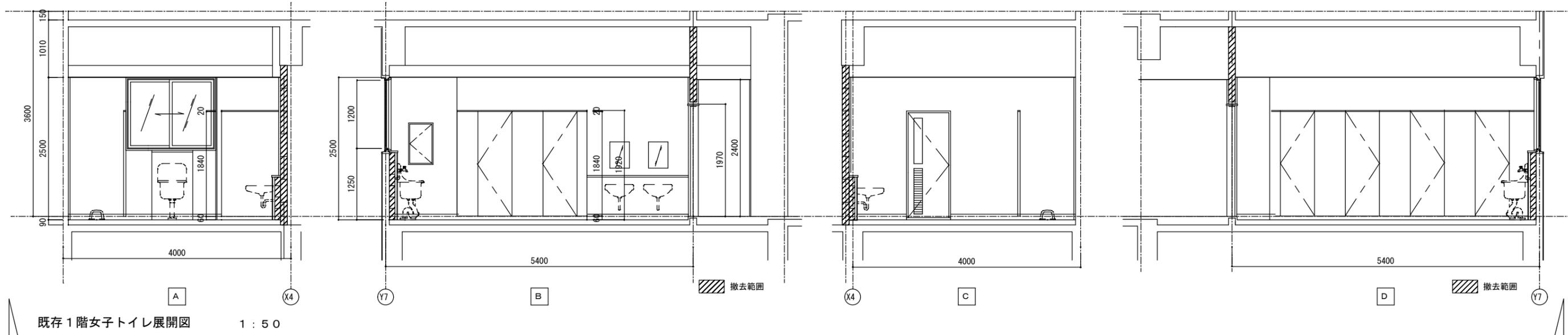
既存仕上げ撤去項目 (廊下)

| 部位 | 仕上 (撤去) | 下地 (撤去) |
|-----|--------------|----------------------|
| 天井 | SOP塗装 | 9.5mm石膏ボード 軽量鉄骨天井下地材 |
| 壁・柱 | OP塗装 | モルタル金ゴテ |
| 床 | 塩化ビニル樹脂長尺シート | モルタル金ゴテ |
| | スフェルス見切材 | |

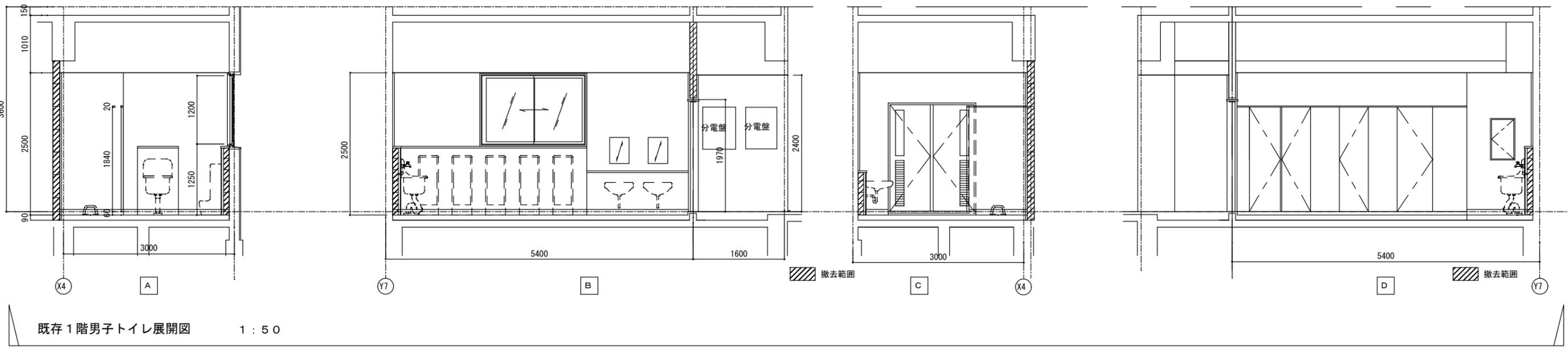
斜線 仕上げ及び下地撤去範囲を示す (内装スケルトン仕様)

- ※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
- ※手摺撤去は機械設備工事とする
- ※鏡撤去は建築工事とする

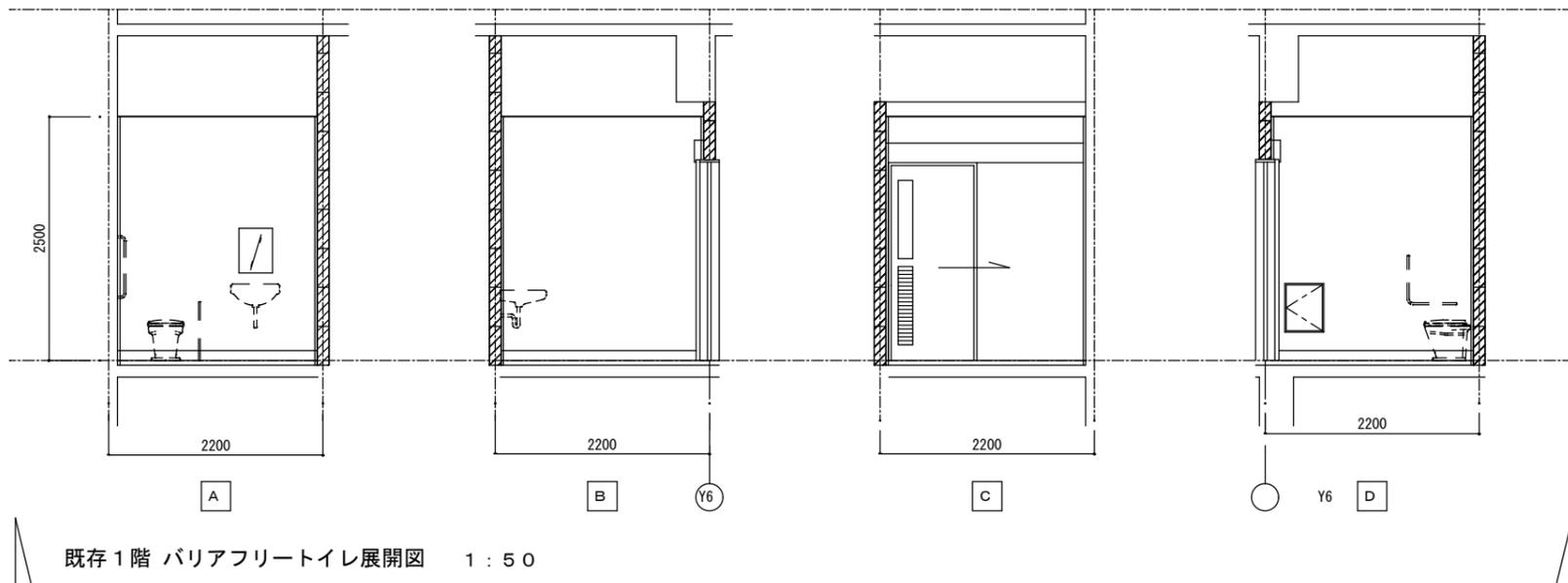
| | | | |
|-----|----------------------|----|--------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-10号 | 図名 | 平面詳細図 (既存撤去) |
| 作成 | 平成28年10月 日 | 監理 | 日野市総務部 建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド |



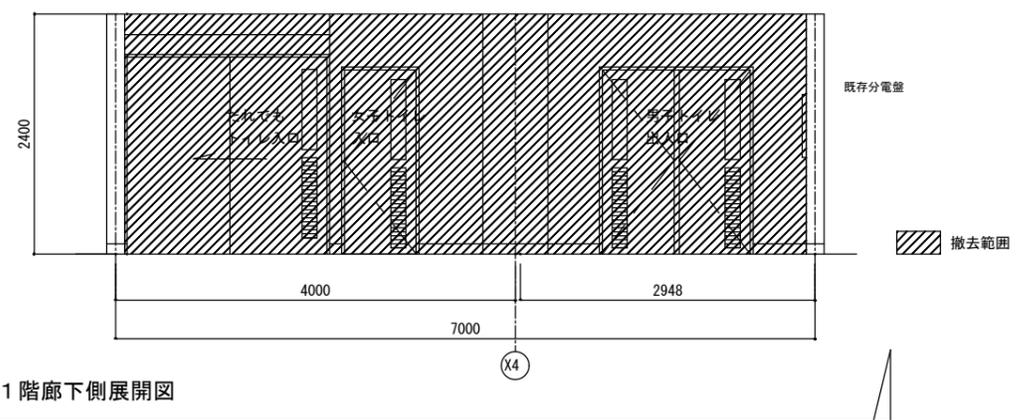
既存1階女子トイレ展開図 1:50



既存1階男子トイレ展開図 1:50



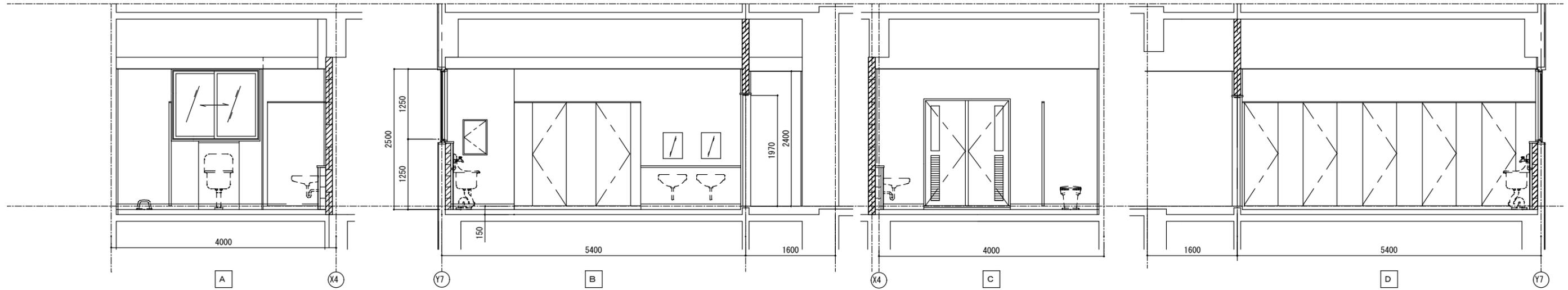
既存1階バリアフリートイレ展開図 1:50



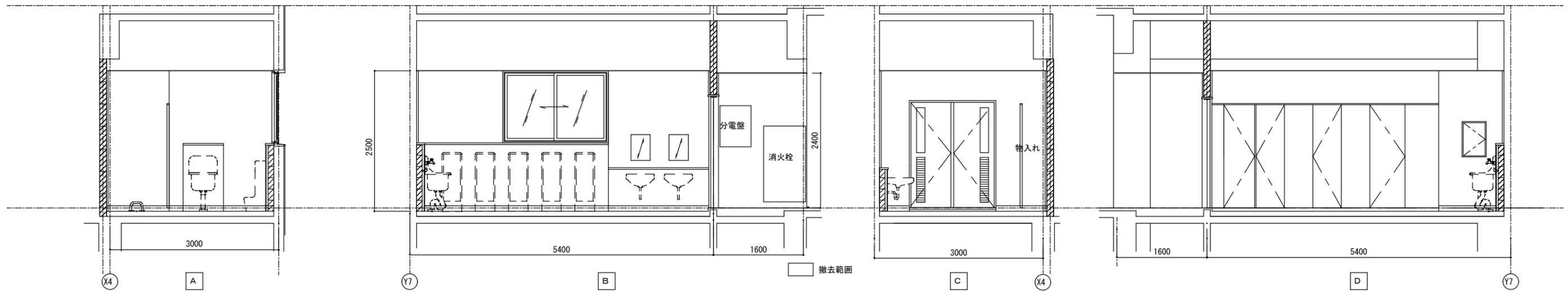
1階廊下側展開図

※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
 ※手摺撤去は機械設備工事とする
 ※鏡撤去は建築工事とする

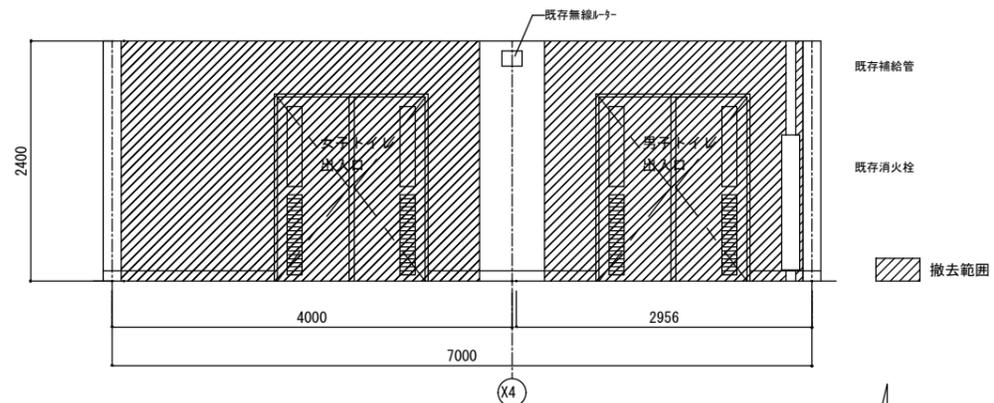
| | | | |
|-----|----------------------|----|-------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-11号 | 図名 | 1階展開図(既存撤去) |
| 作成 | 平成28年10月 日 | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド |



既存2～4階女子トイレ展開図 1:50



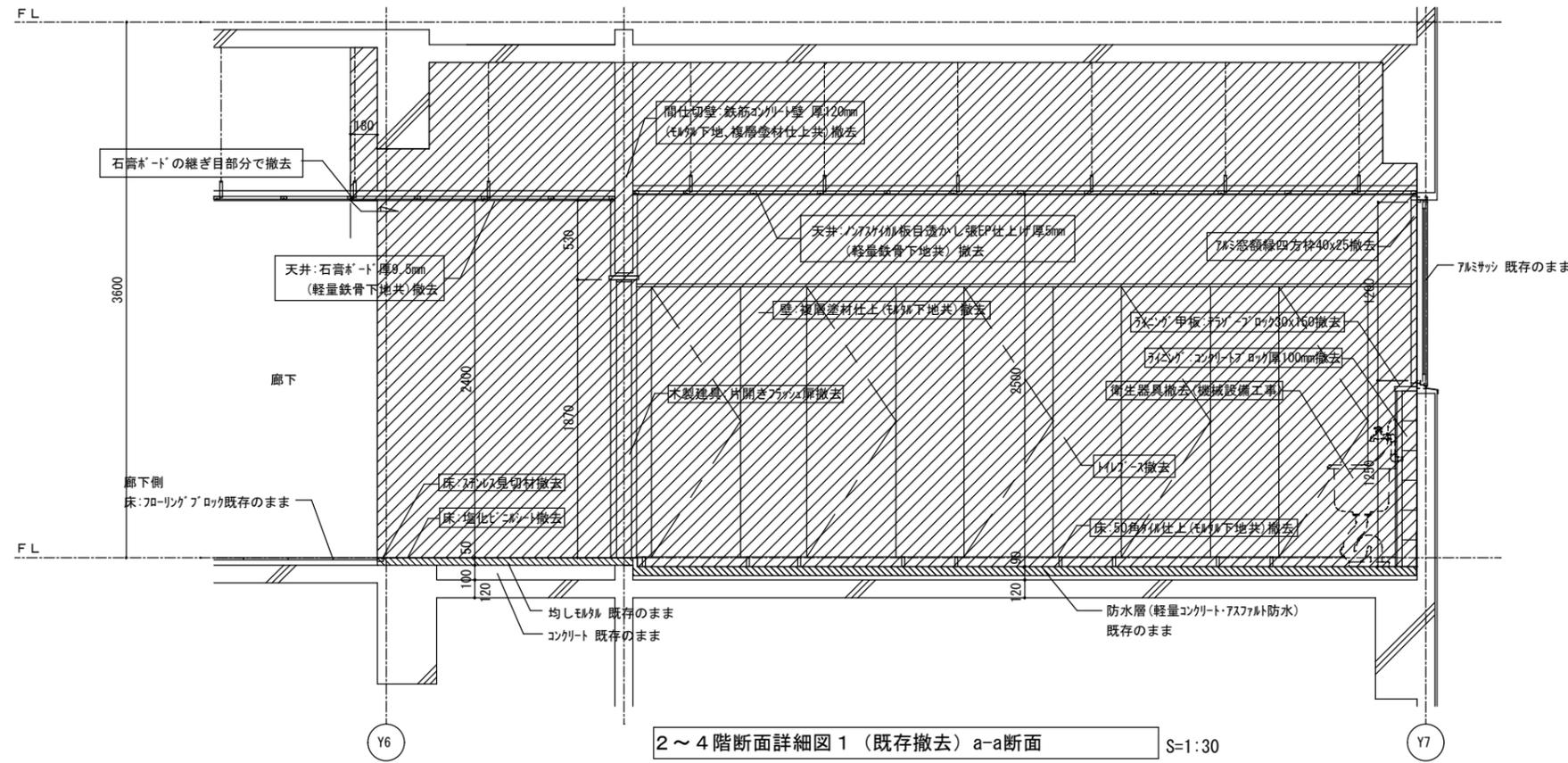
既存2～4階男子トイレ展開図 1:50



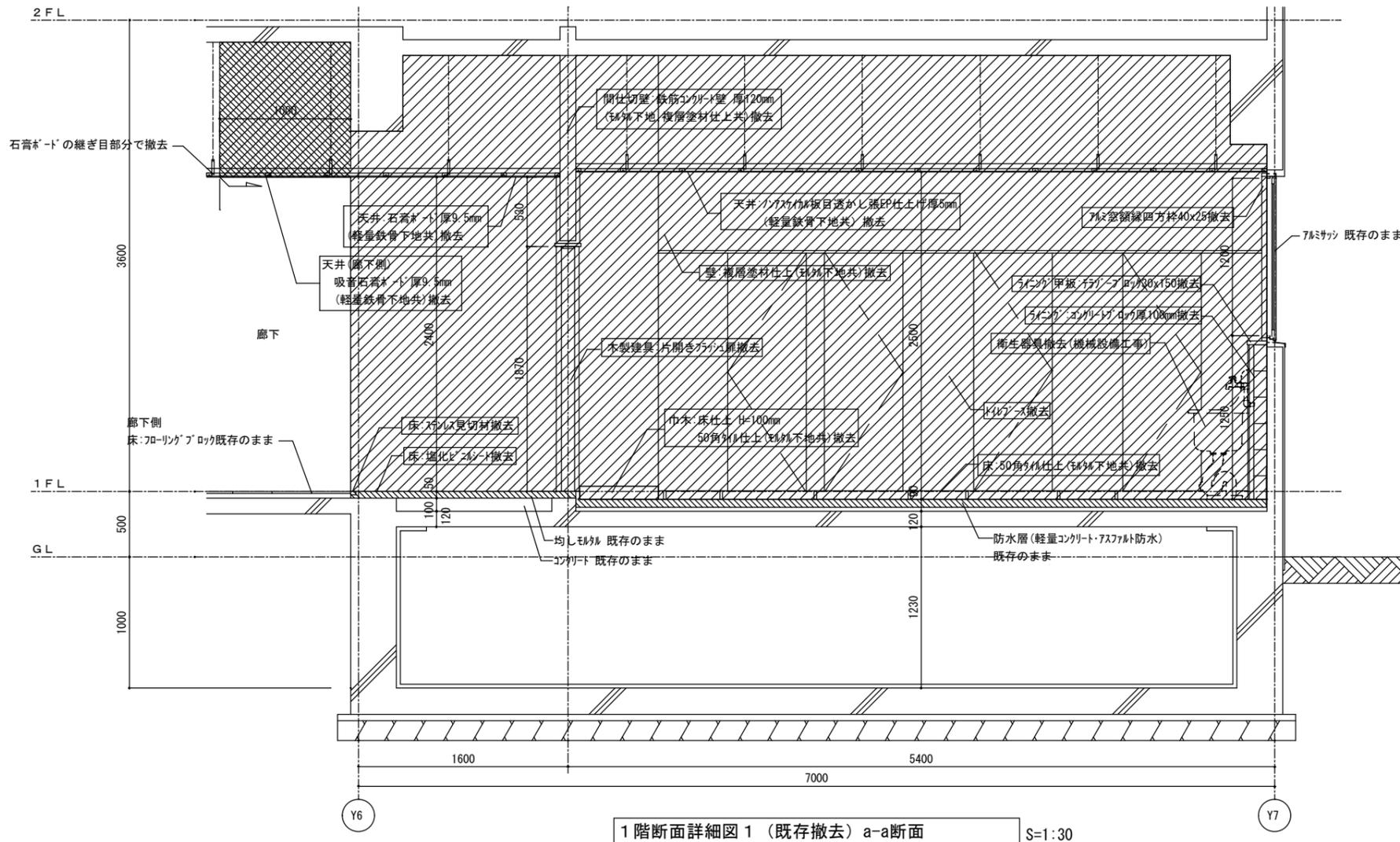
2～4階廊下側展開図

※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
 ※手摺撤去は機械設備工事とする
 ※鏡撤去は建築工事とする

| | | | |
|------------------|----------------------|----|-------------------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-12号 | 図名 | 2～4階展開図(既存撤去) |
| 作成 平成28年10月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂正 平成 年 月 日 | 設計 株式会社 スタッド | | 一級建築士第261204号 塚井 一 司 |



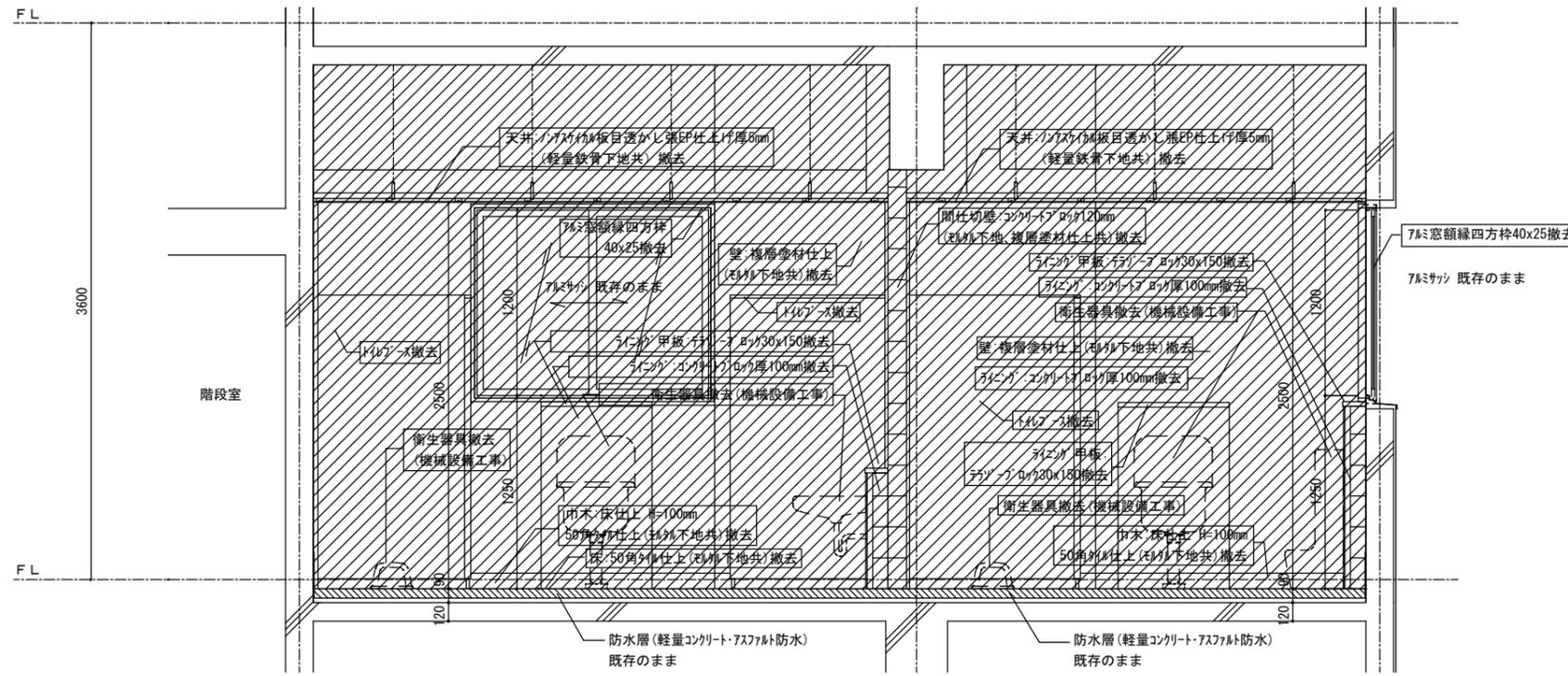
2~4階断面詳細図1 (既存撤去) a-a断面 S=1:30



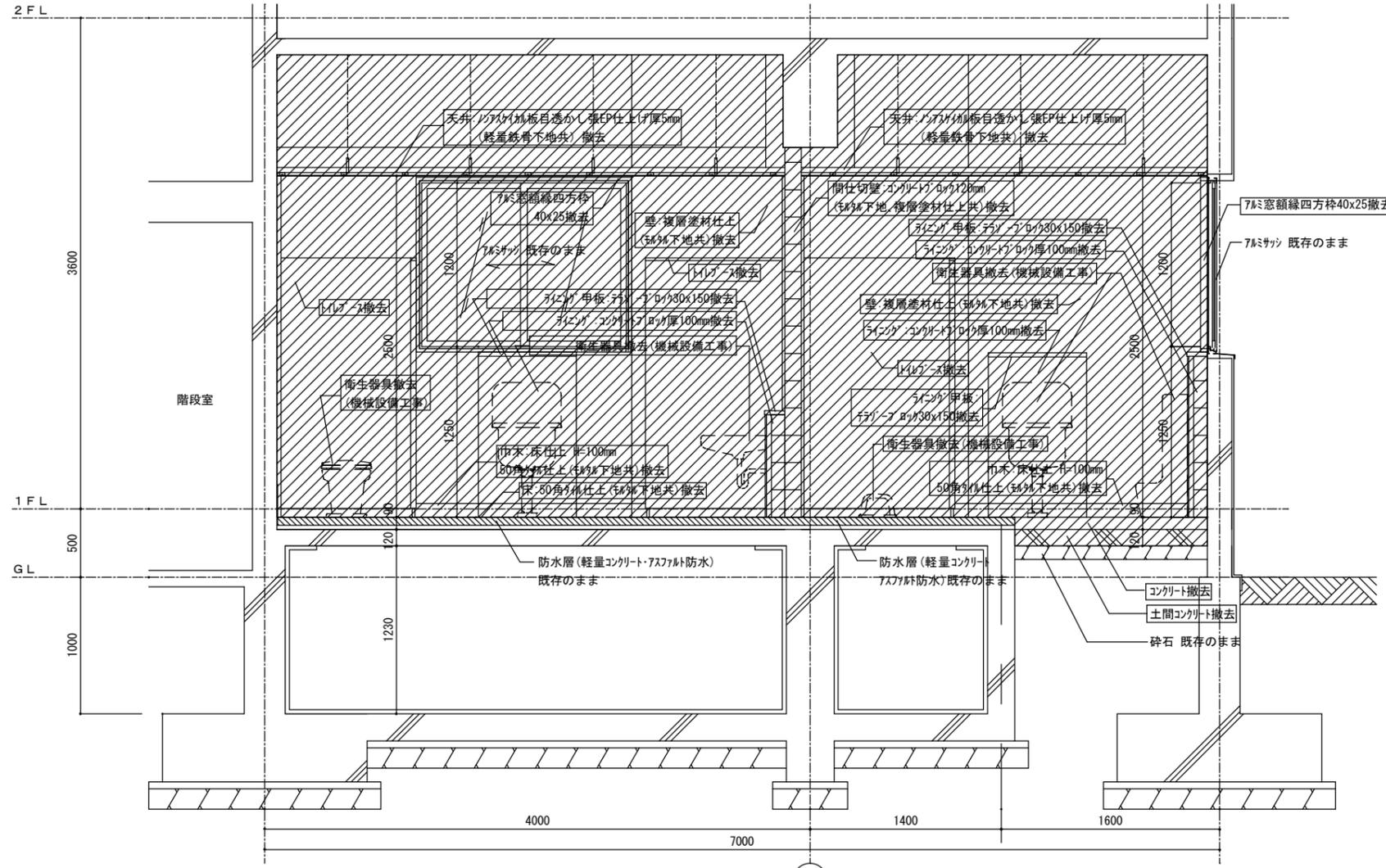
1階断面詳細図1 (既存撤去) a-a断面 S=1:30

 仕上げ及び下地撤去範囲を示す(内装スケルトン仕様)
 ※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
 ※手摺撤去は機械設備工事とする
 ※鏡撤去は建築工事とする

| | | | |
|-----|----------------------|----|--------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-13号 | 図名 | 断面詳細図1(既存撤去) |
| 作成 | 平成28年10月 日 | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド |



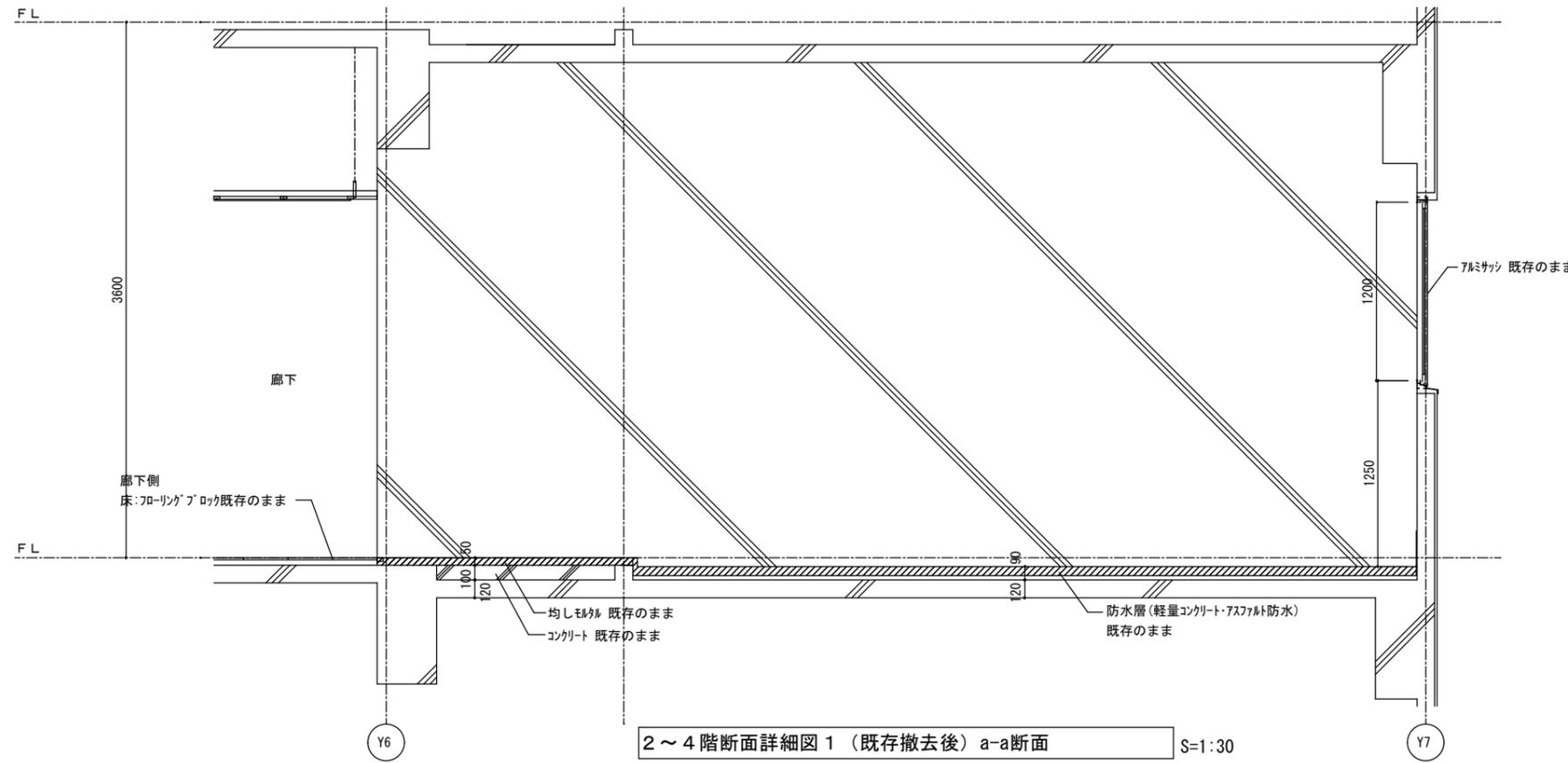
2~4階断面詳細図2 (既存撤去) b-b断面 S=1:30



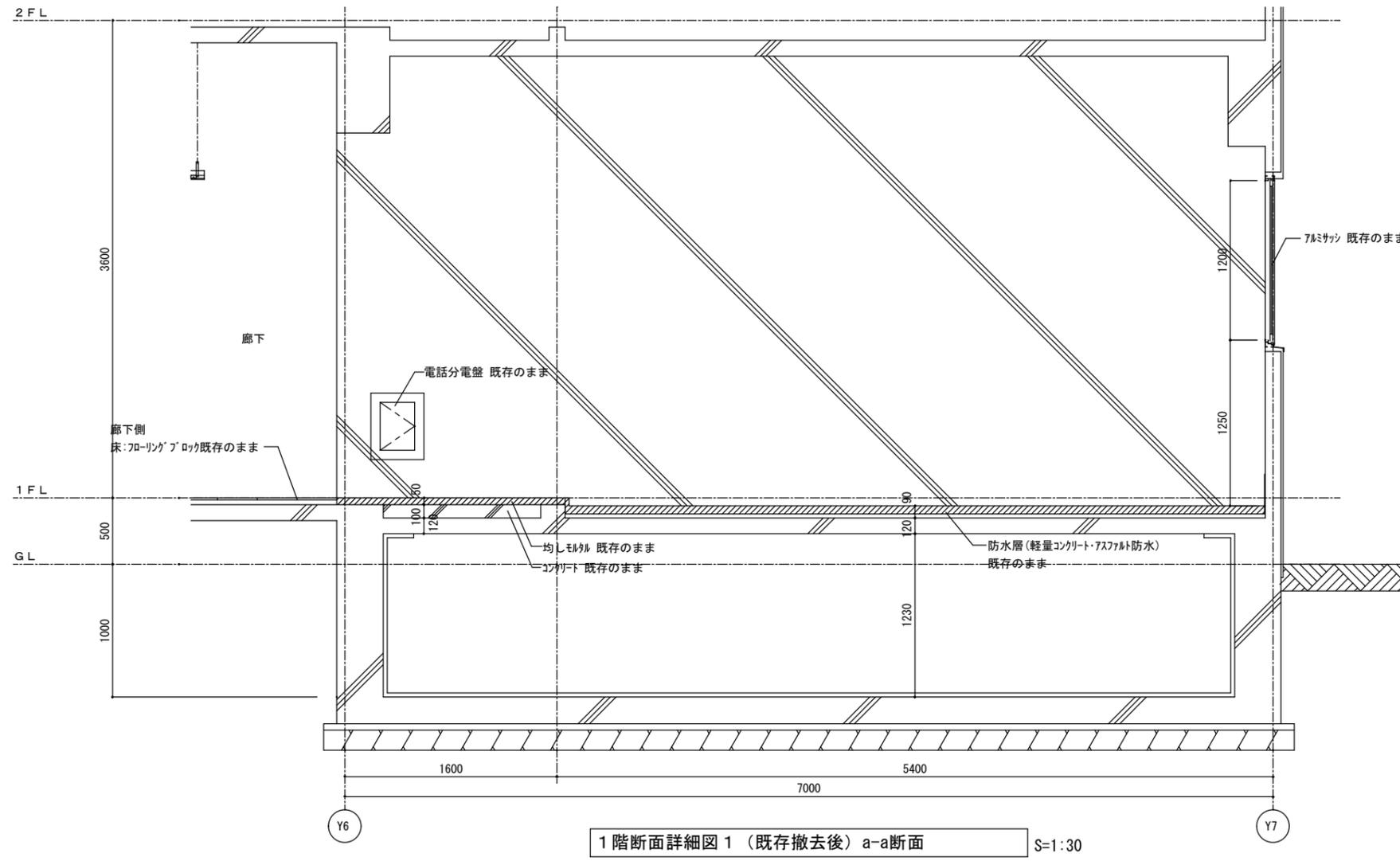
1階断面詳細図2 (既存撤去) b-b断面 S=1:30

 仕上げ及び下地撤去範囲を示す(内装スケルトン仕様)
 ※衛生設備機器撤去は機械設備工事とする
 ※手摺撤去は機械設備工事とする
 ※鏡撤去は建築工事とする

| | | | |
|-----|----------------------|----|---|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-14号 | 図名 | 断面詳細図2(既存撤去) |
| 作成 | 平成28年10月 日 | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド <small>一般社団法人 201324号 塚 井 一 司</small> |

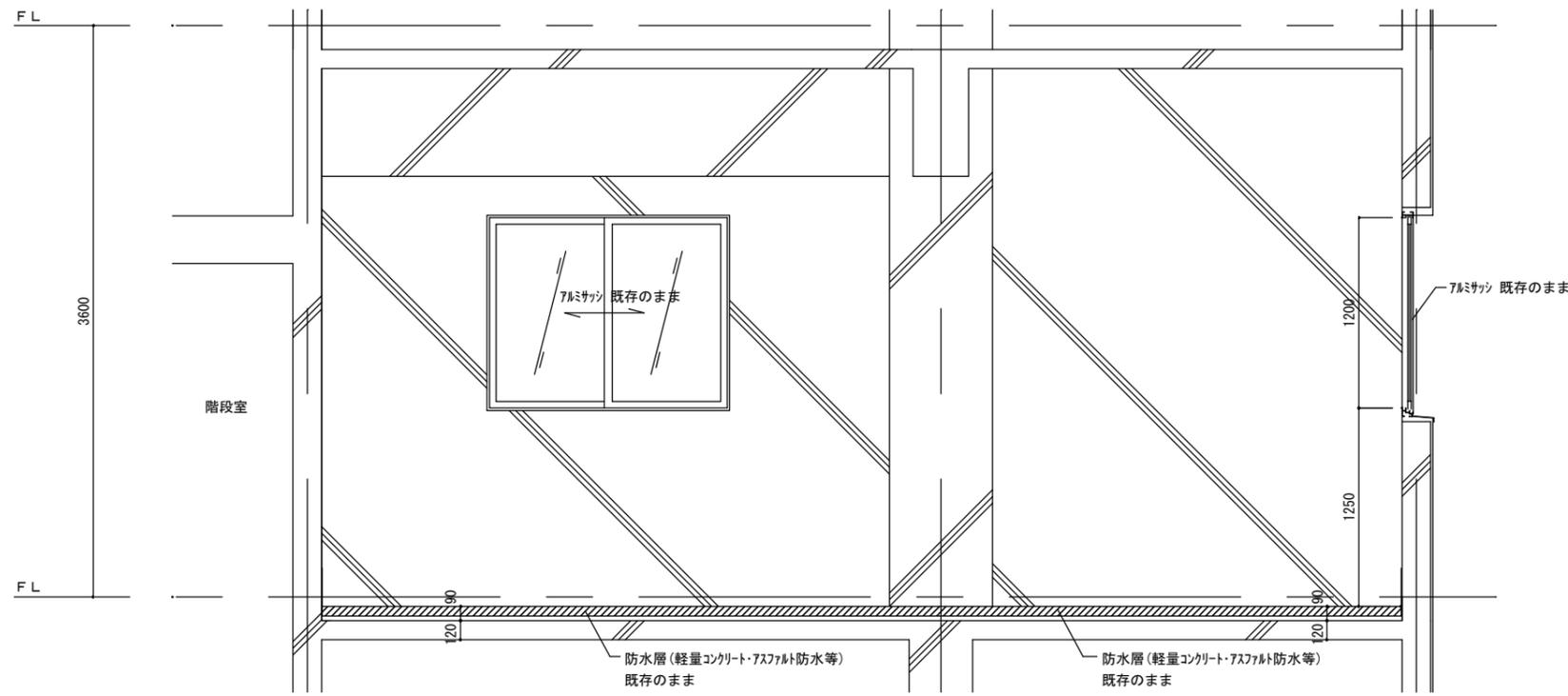


2~4階断面詳細図1 (既存撤去後) a-a断面 S=1:30

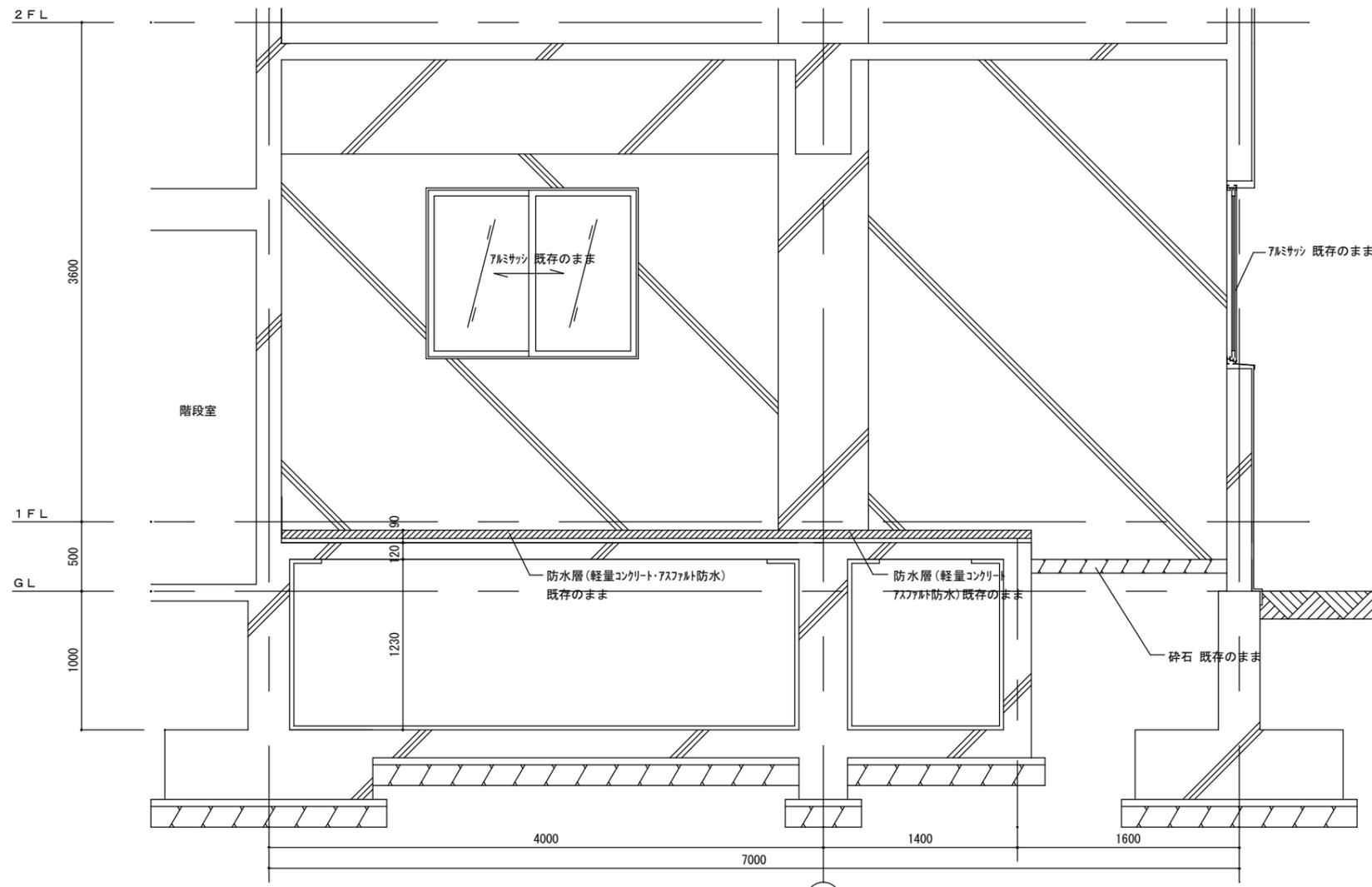


1階断面詳細図1 (既存撤去後) a-a断面 S=1:30

| | | | |
|------------------|----------------------|----|------------------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-16号 | 図名 | 断面詳細図1(既存撤去後) |
| 作成 平成28年10月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂正 平成 年 月 日 | 設計 株式会社 スタッド | | 一般建築士第261204号 塚井 一司 |

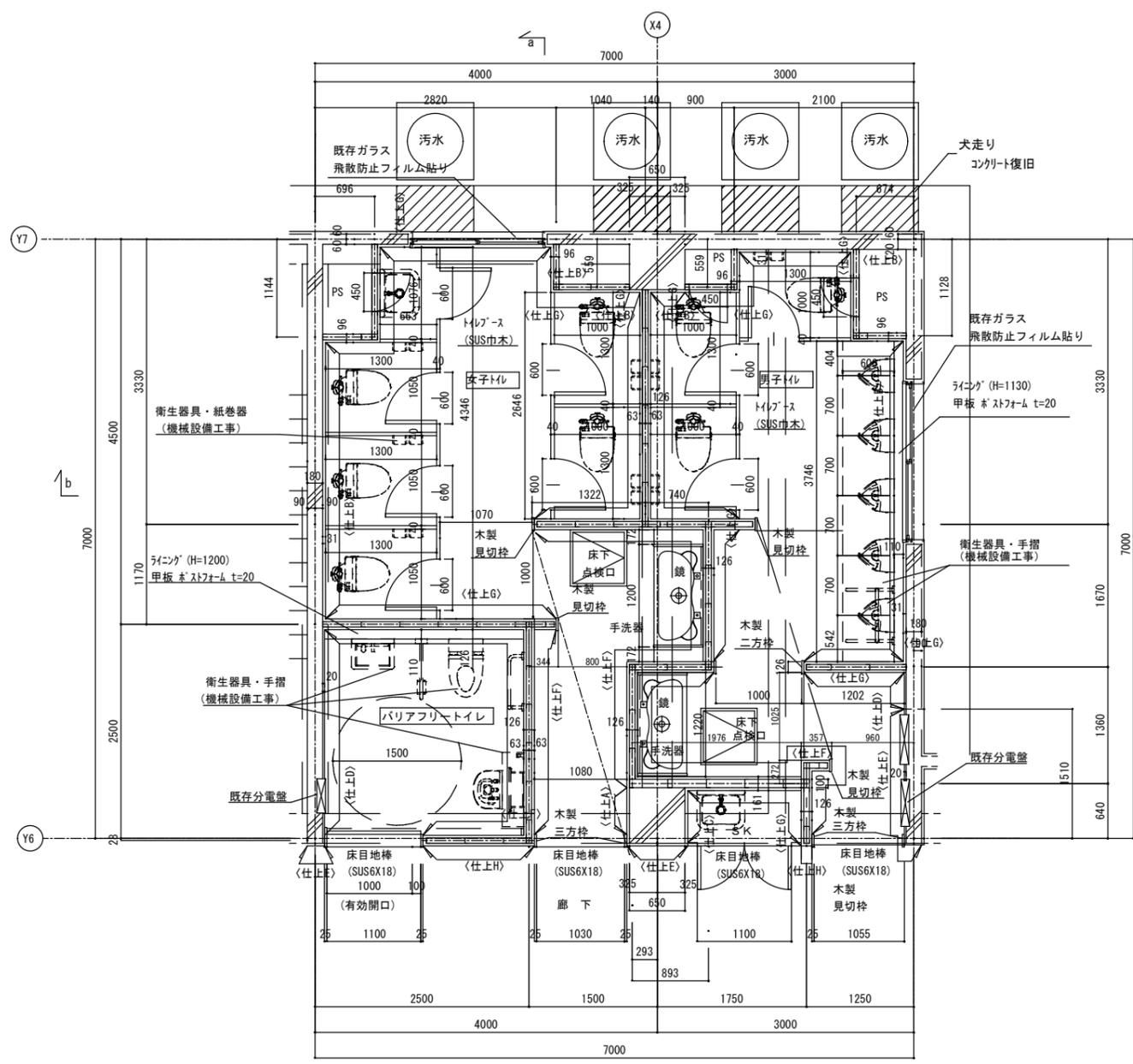


2～4階断面詳細図2(既存撤去後)b-b断面 S=1:30

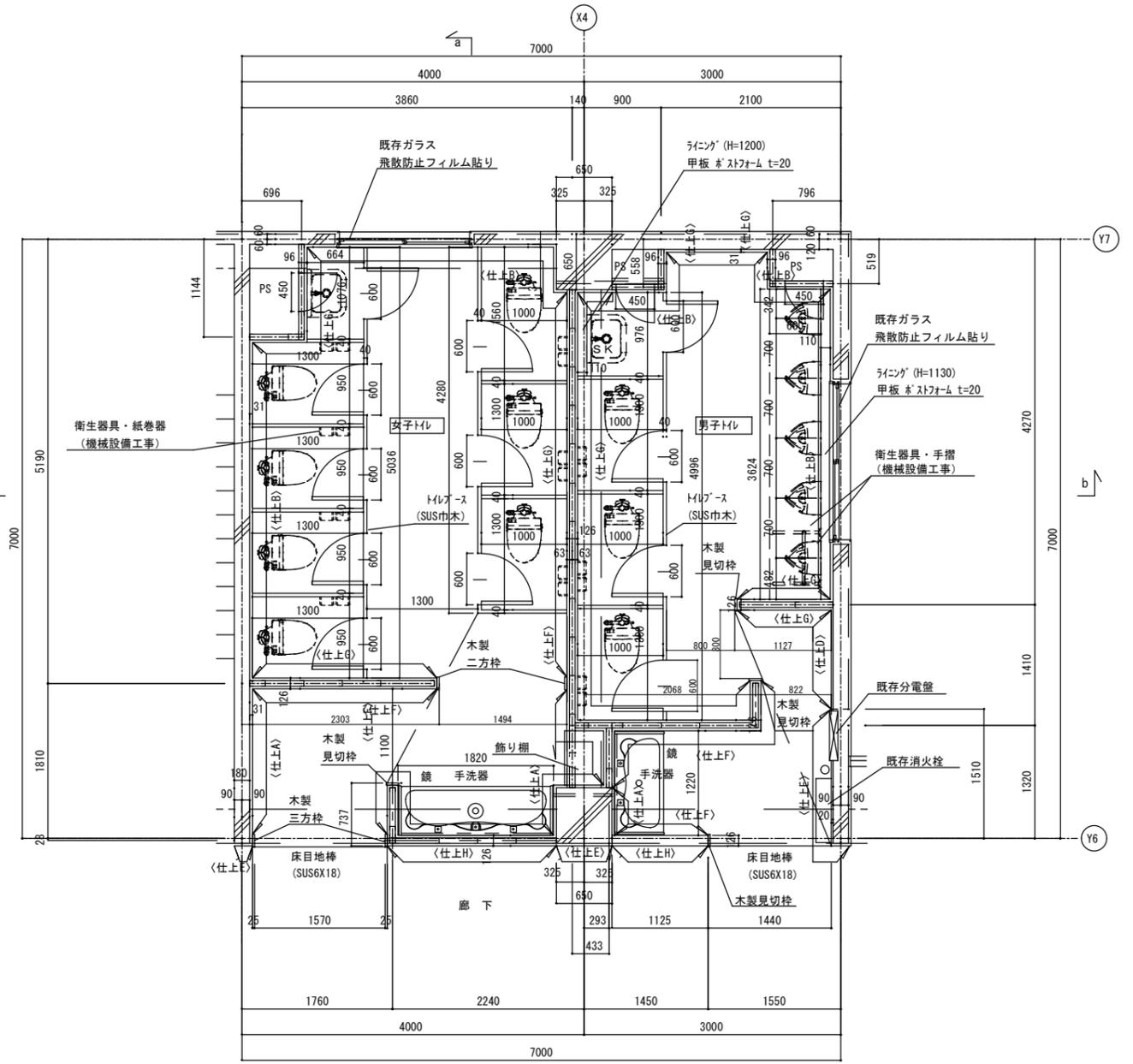


1階断面詳細図2(既存撤去後)b-b断面 S=1:30

| | | | |
|-----------------|----------------------|----|------------------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-17号 | 図名 | 断面詳細図2(既存撤去後) |
| 作成 平成28年10月日 | 整理 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂正 平成 年 月 日 | 設計 株式会社 スタッド | | 一般建築士第261204号 塚井 一司 |



1階平面詳細図(改修後) S=1:50



2~4階平面詳細図(改修後) S=1:50 ※() 3.4階の寸法を示す。

トイレ内部仕上表

| 部 位 | 下 地 | 仕 上 | 備 考 |
|-----|---|---|----------------------------|
| 天 井 | 軽量鉄骨 | 化粧石膏ボードt=9.5mm張り | 廻線：塩ビ既製品 |
| 壁 | 仕上A | 耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm (GL工法) 貼り | 化粧珪酸カルシウム板貼り t=6mm |
| | 仕上B | 耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm (GL工法) + 珪酸カルシウム板t=6mm目透貼り | 複層塗装 RE ゆず肌状0-ラ仕上げ |
| | 仕上C | 耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm (GL工法) + 珪酸カルシウム板t=6mm目透貼り | EP-G塗装 |
| | 仕上D | モルタル金ゴテ t=20mm | EP-G塗装 |
| | 仕上E | 既存塗装下地ごしらえ | EP-G塗装 |
| | 仕上F | 合板張りt=12mmタイプT1+耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm貼り | 化粧珪酸カルシウム板貼り t=6mm |
| | 仕上G | 合板張りt=12mmタイプT1+耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm貼り +珪酸カルシウム板t=6mm貼り | 複層塗装 RE ゆず肌状0-ラ仕上げ |
| | 仕上H | 合板張りt=12mmタイプT1+耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm貼り +珪酸カルシウム板t=6mm貼り | EP-G塗装 |
| 巾 木 | 耐水石膏* ⁻ (GB-S)t=12.5mm (一部GL工法) 貼り | 床仕上げ材立ち上げ H=100 | アルミ製ジョイナー・塩ビ入隅R下地 廊下側：木製巾木 |
| 床 | 普通コンクリート金ゴテ押え (溶接金網WU+03C66-100角) セルフレベリング工法 | 超防汚性複層ビニル床シートt=2mm貼り UV樹脂コーティング | SUS床目地 6X18 |

その他の内装工事

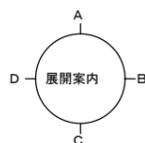
トイレブース一式(扉共)、開口堅木三方枠(多摩産材)、開口堅木四方枠(多摩産材)、窓堅木四方枠(米つか)、木製見切材(多摩産材)、ライニング(ポストフォーム)、手洗器(水栓は設備工事)、鏡

天井点検口450角(アルミ枠)、床下点検口600角(防臭仕様)、PS点検厚、室名サイン、各シーリング、既存開口部復旧工事、既存ガラス飛散防止フィルム貼り

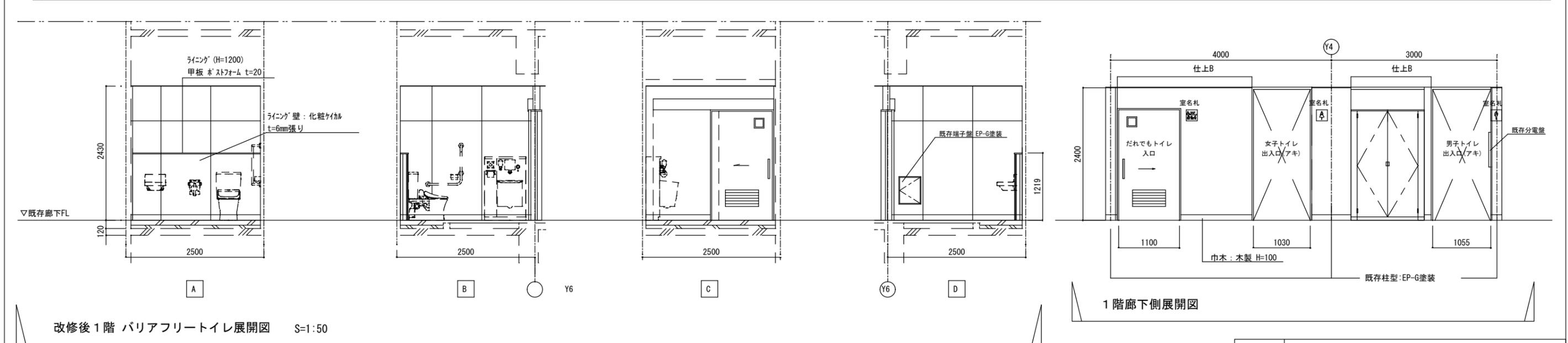
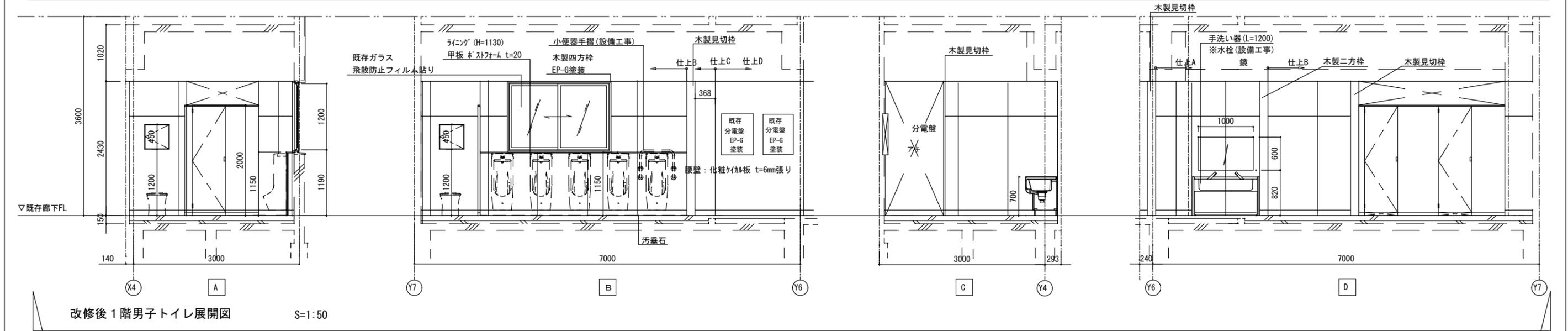
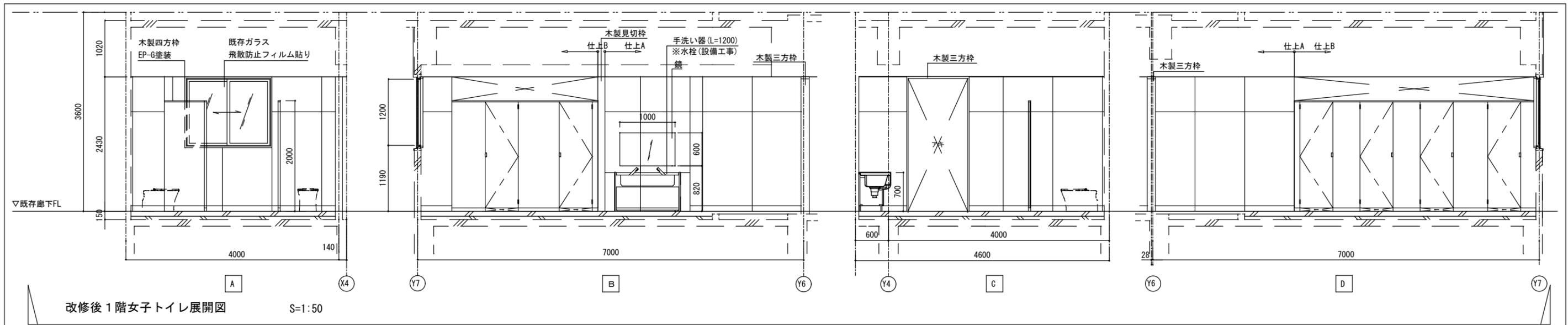
*1 機械設備器具取り付け補強は全て建築工事とする。

*2 換気・給排水の見えかき部分の仕上げは全て建築工事とする。

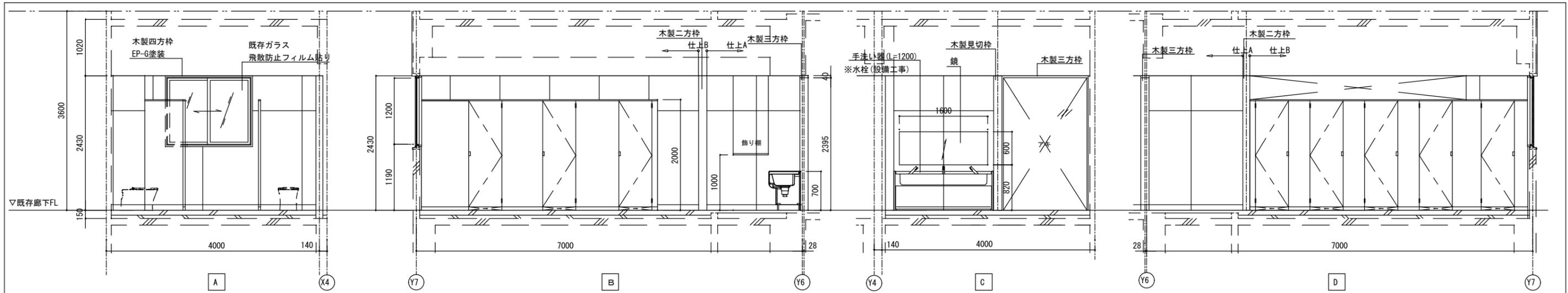
*3 犬走りのコンクリート復旧は建築工事とする。



| | | | |
|-----|----------------------|----|-------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-18号 | 図名 | 平面詳細図(改修後) |
| 作成 | 平成28年10月日 | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド |

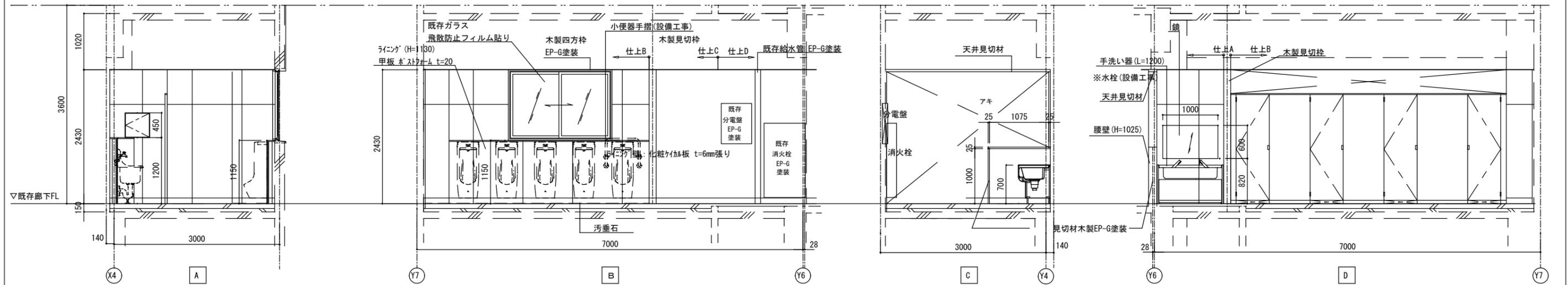


| | | | |
|-----|----------------------|----|-------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-19号 | 図名 | 1階展開図(改修後) |
| 作成 | 平成28年10月日 | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド |



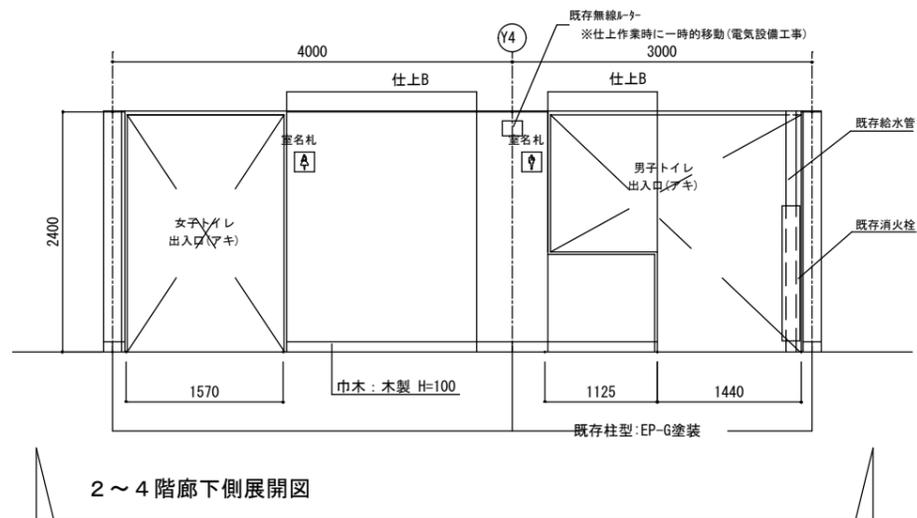
改修後2～4階女子トイレ展開図

S=1:50



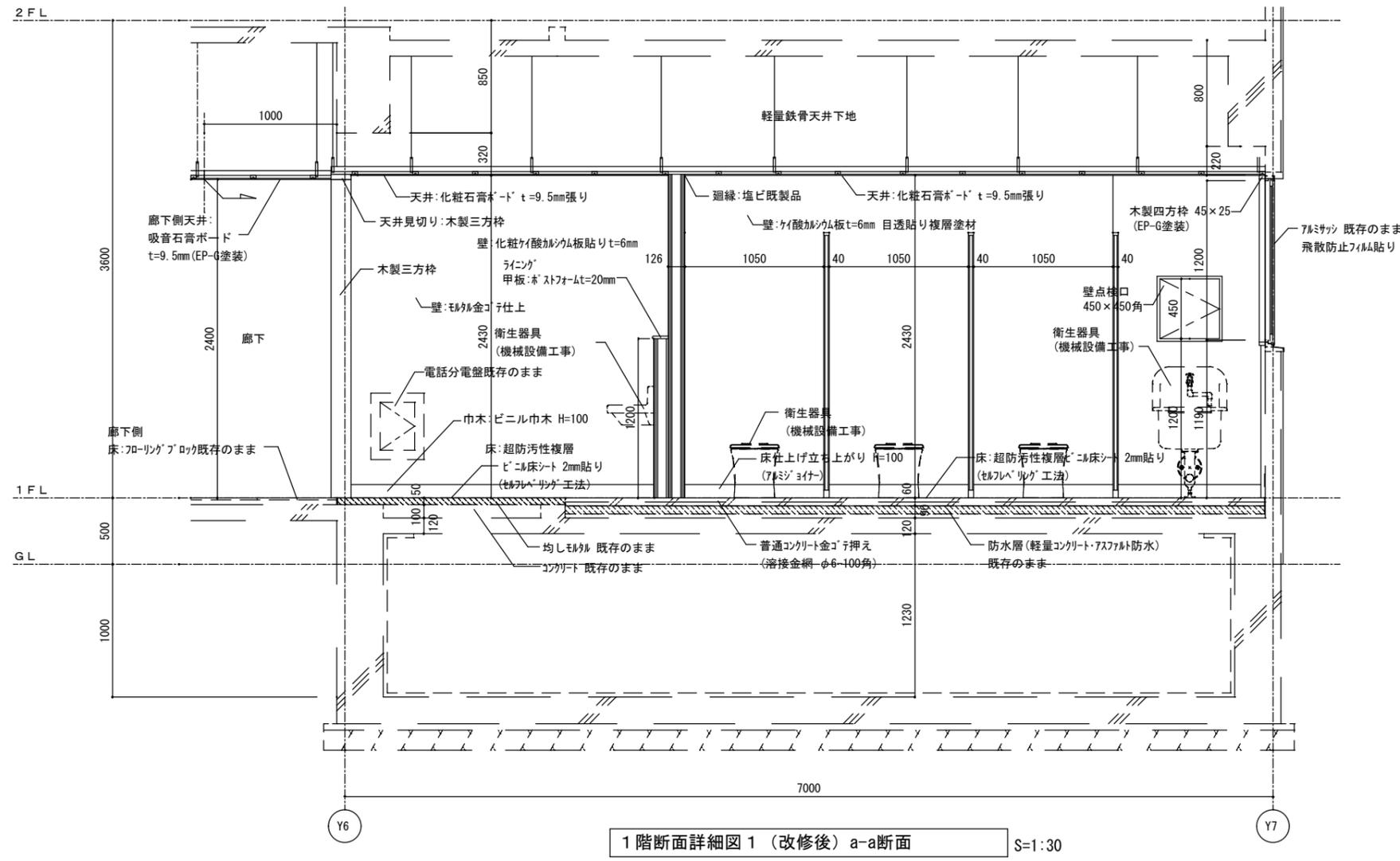
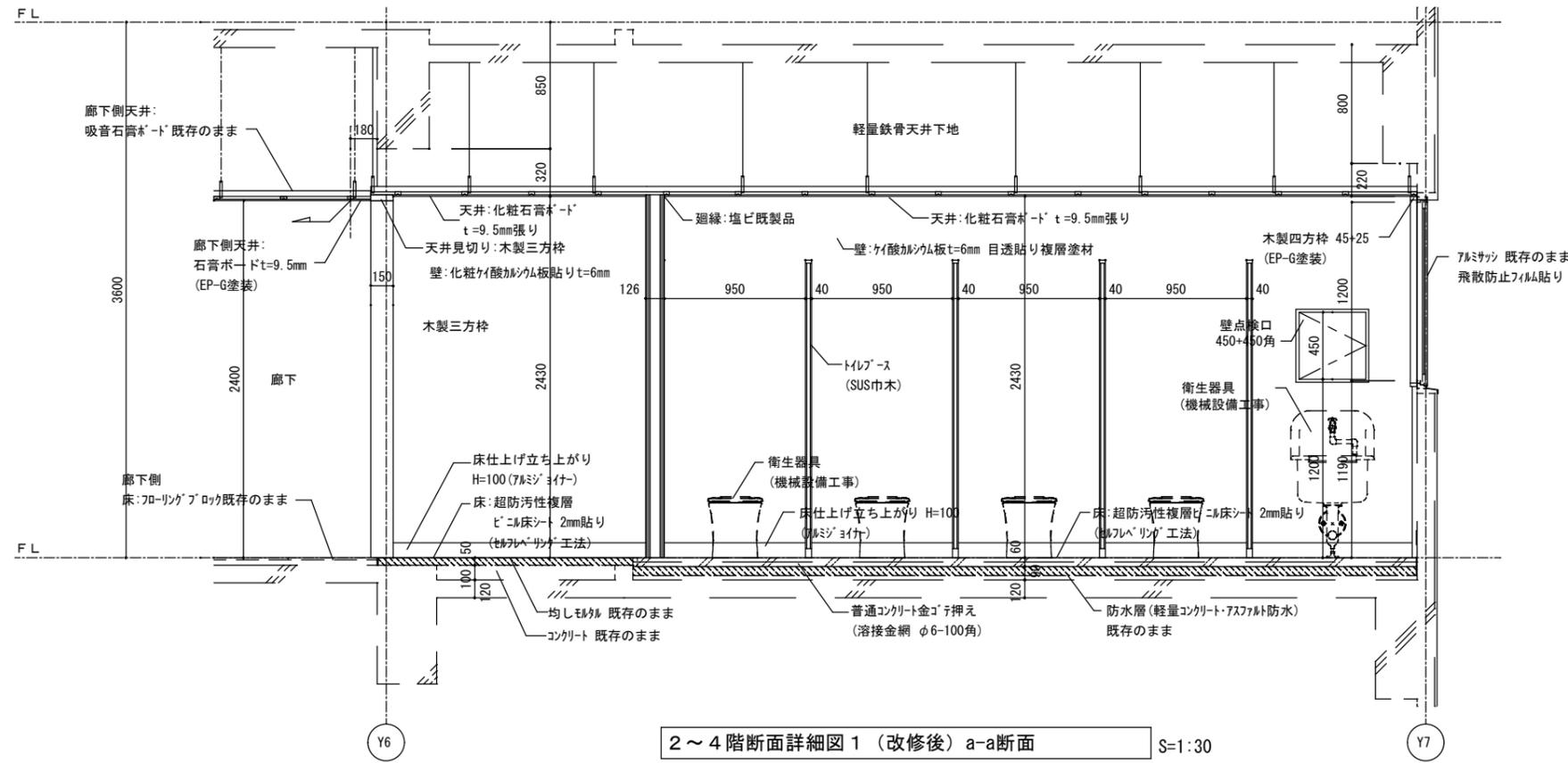
改修後2～4階男子トイレ展開図

S=1:50

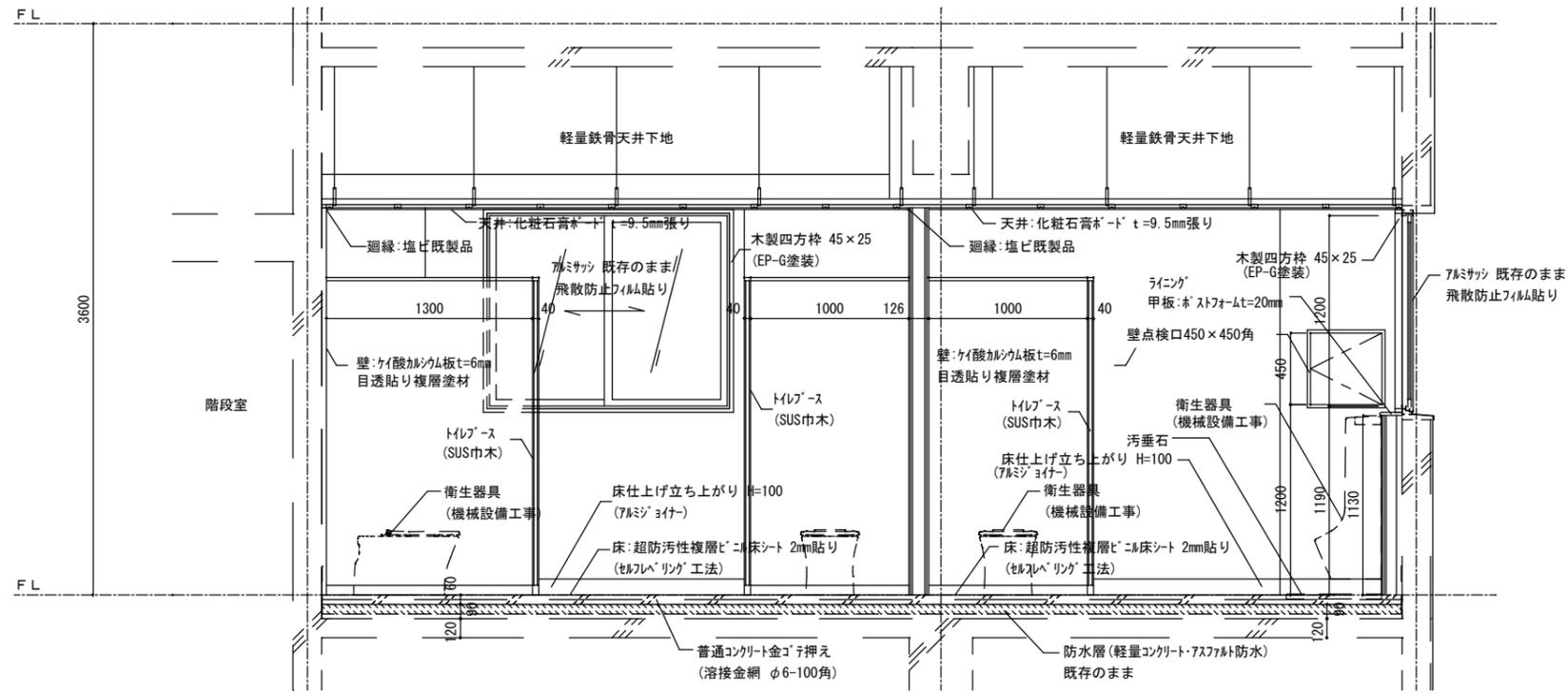


2～4階廊下側展開図

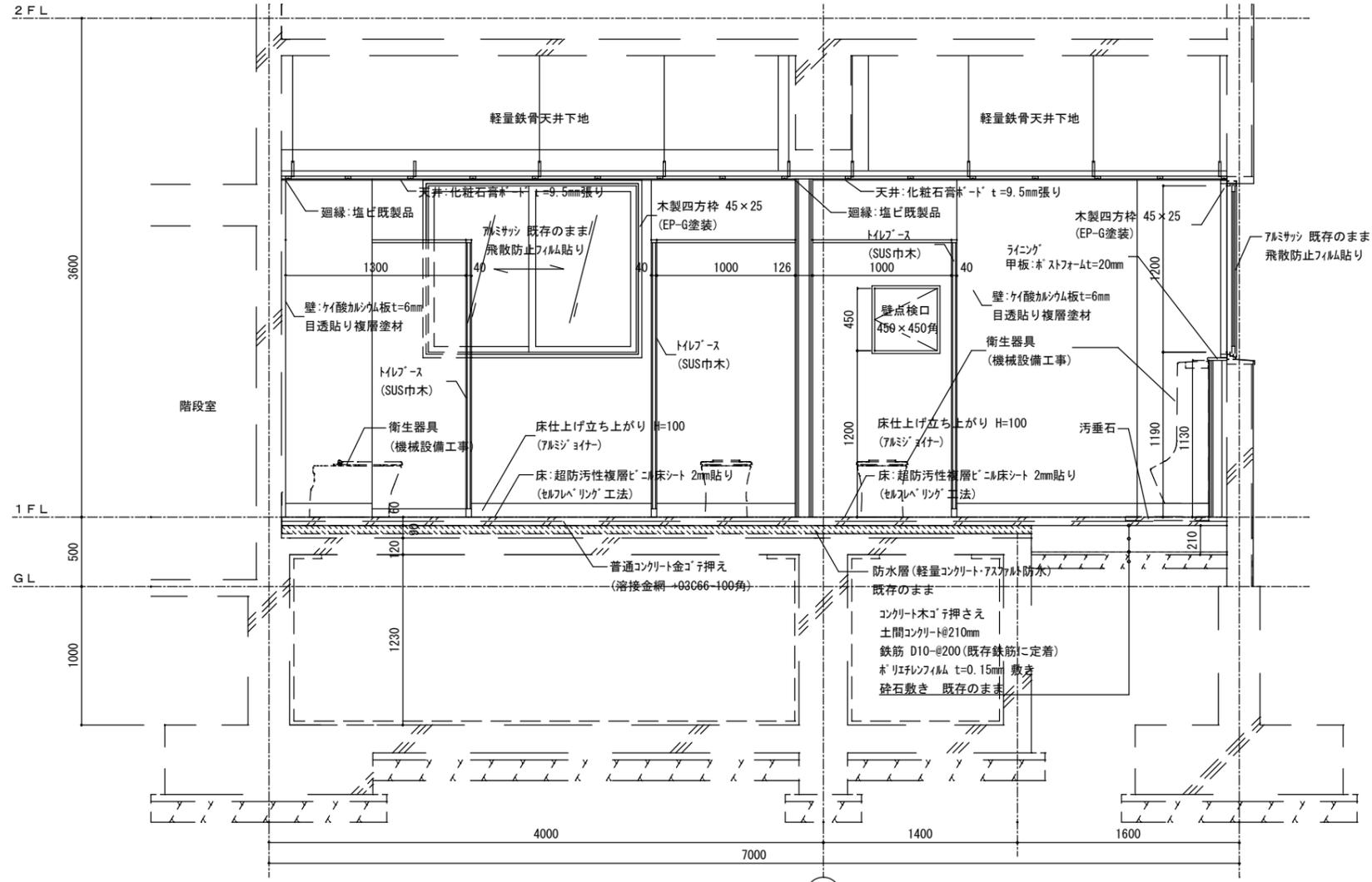
| | | | |
|------------------|----------------------|----|-------------------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-20号 | 図名 | 2階展開図(改修後) |
| 作成 平成28年10月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂正 平成 年 月 日 | 設計 株式会社 スタッド | | 一級建築士第261264号 塚井 一 司 |



| | | | |
|-----|----------------------|----|--------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-21号 | 図名 | 断面詳細図1 (改修後) |
| 作成 | 平成28年10月日 | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド |

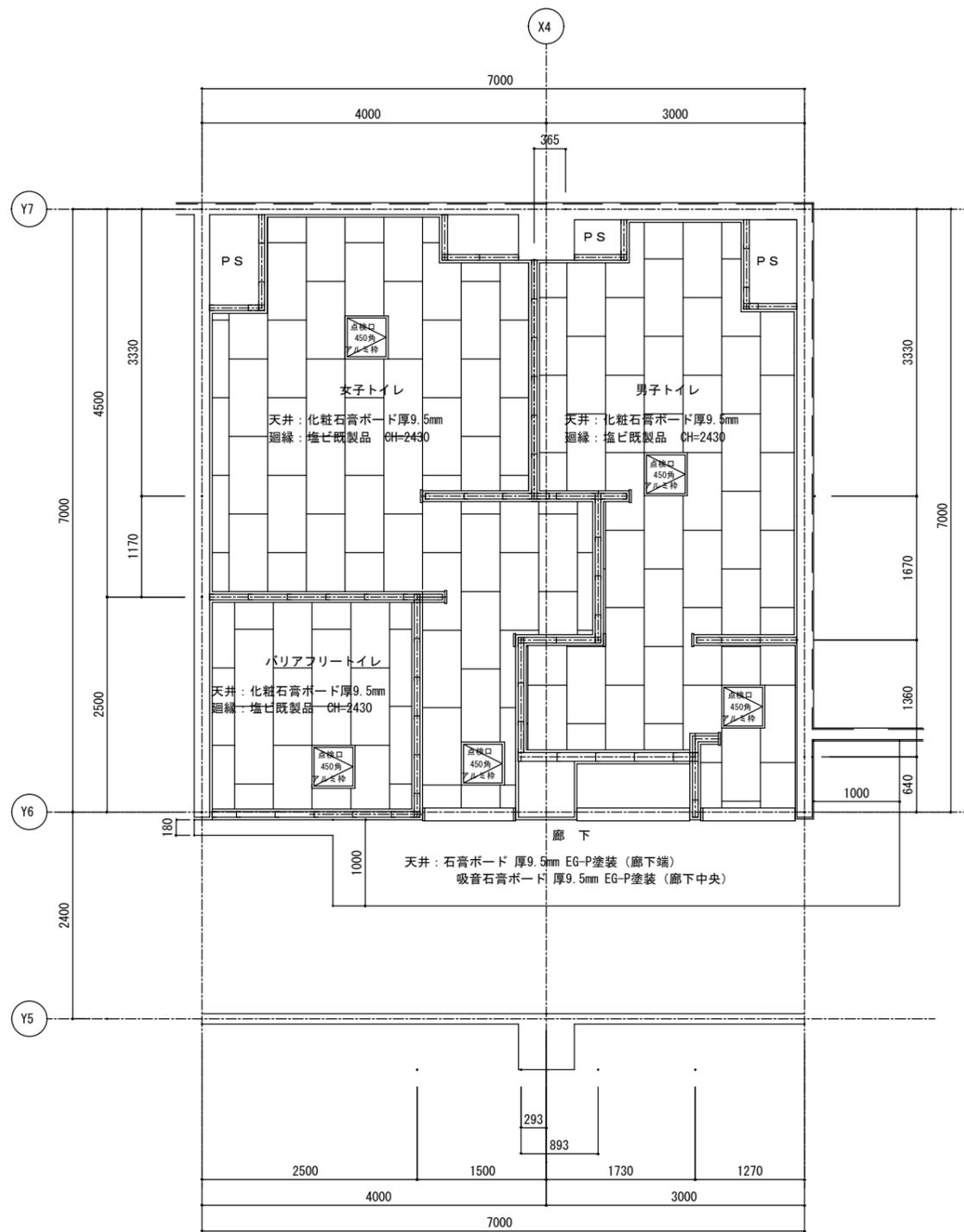


2～4階断面詳細図2 (改修後) b-b断面 S=1:30

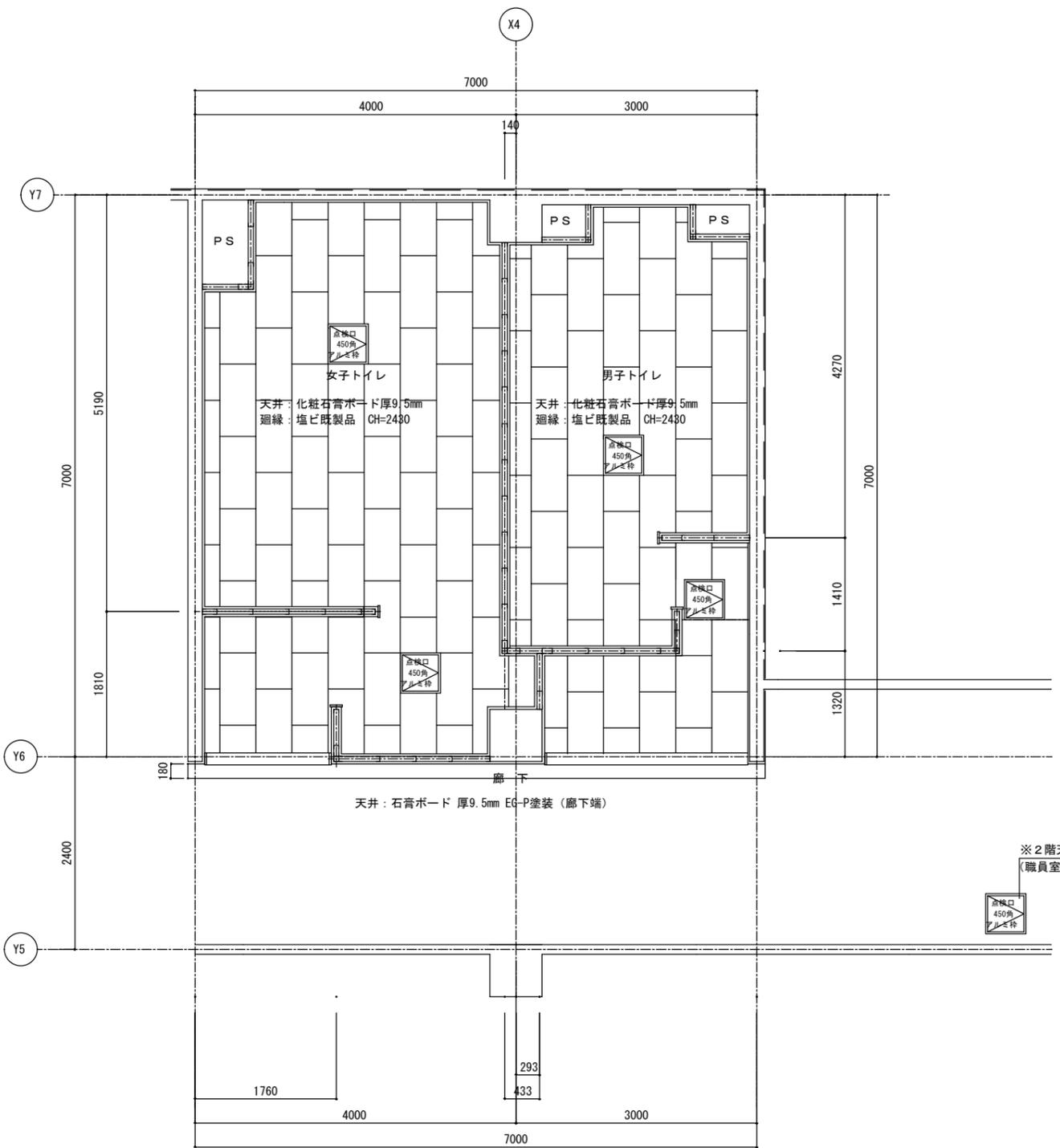


1階断面詳細図2 (改修後) S=1:30

| | | | |
|-----|----------------------|----|-------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-22号 | 図名 | 断面詳細図2(改修後) |
| 作成 | 平成28年10月日 | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド |



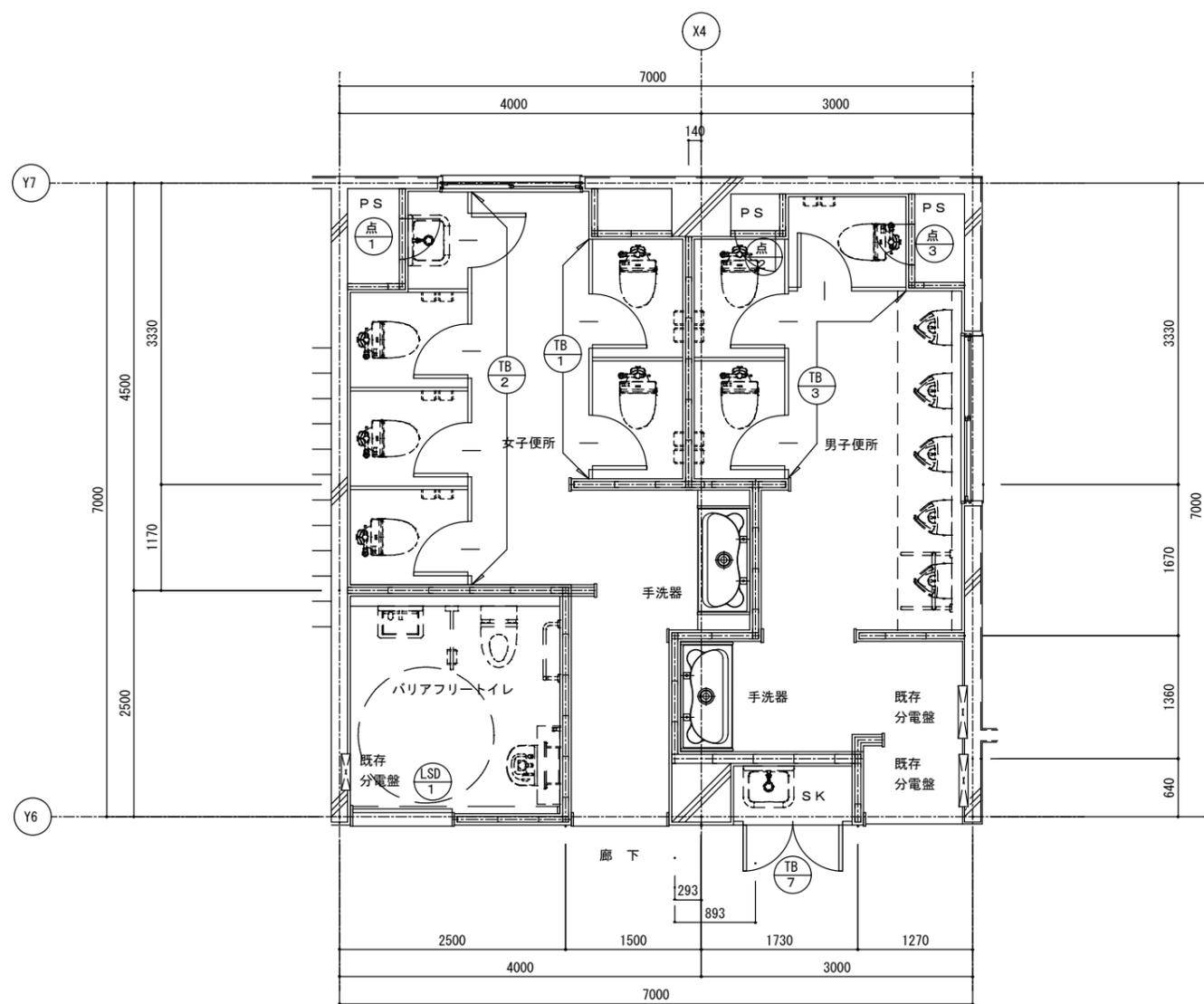
1階 天井伏図 S=1:50



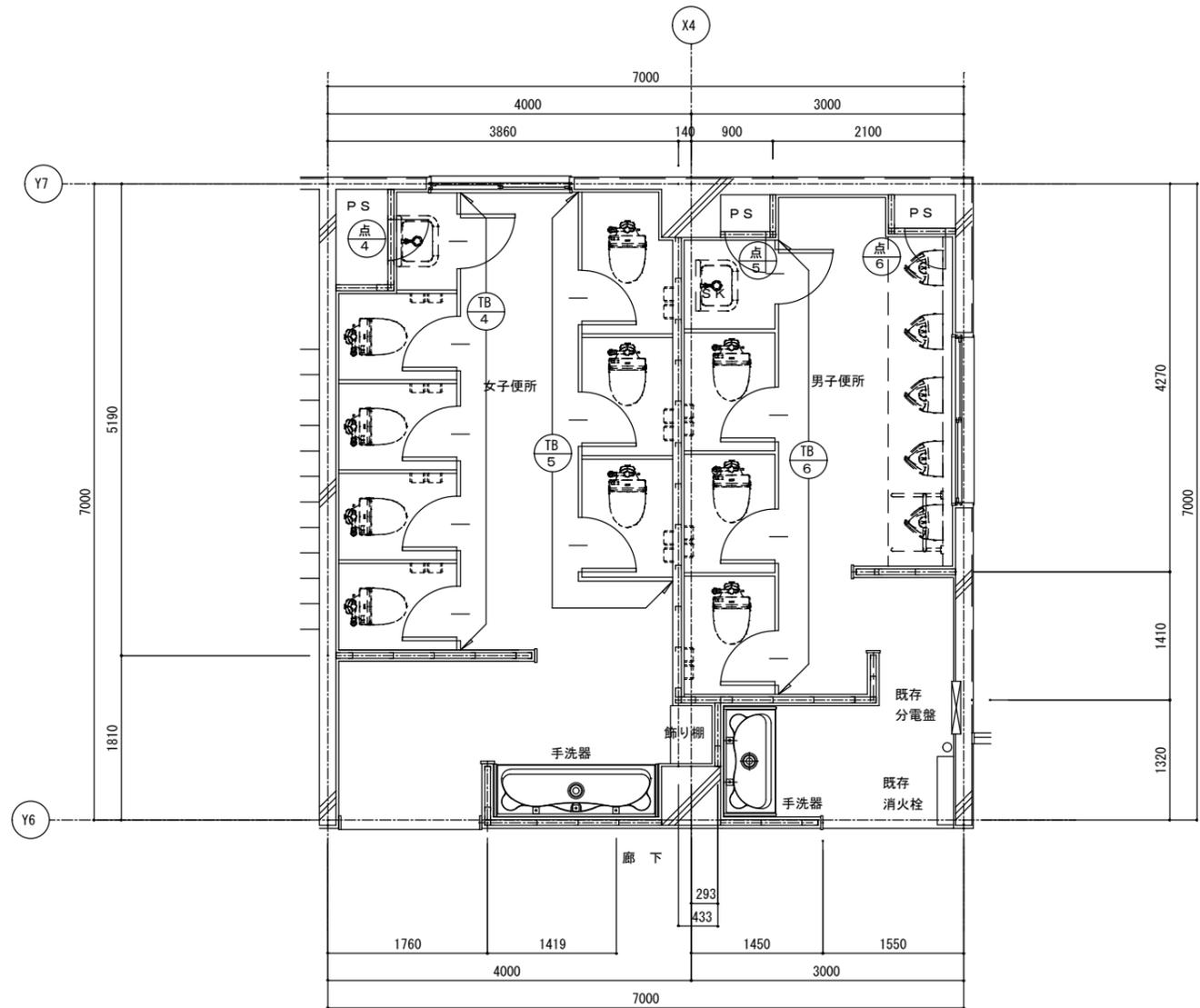
2～4階 天井伏図 S=1:50

※2階天井のみ設置
(職員室出入口付近)

| | | | |
|-----|----------------------|----|-------------------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-23号 | 図名 | 天井伏図(改修後) |
| 作成 | 平成28年10月 日 | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド |
| | | | 一般建築士第261264号 塚井 一 司 |



1階 キープラン S=1:50

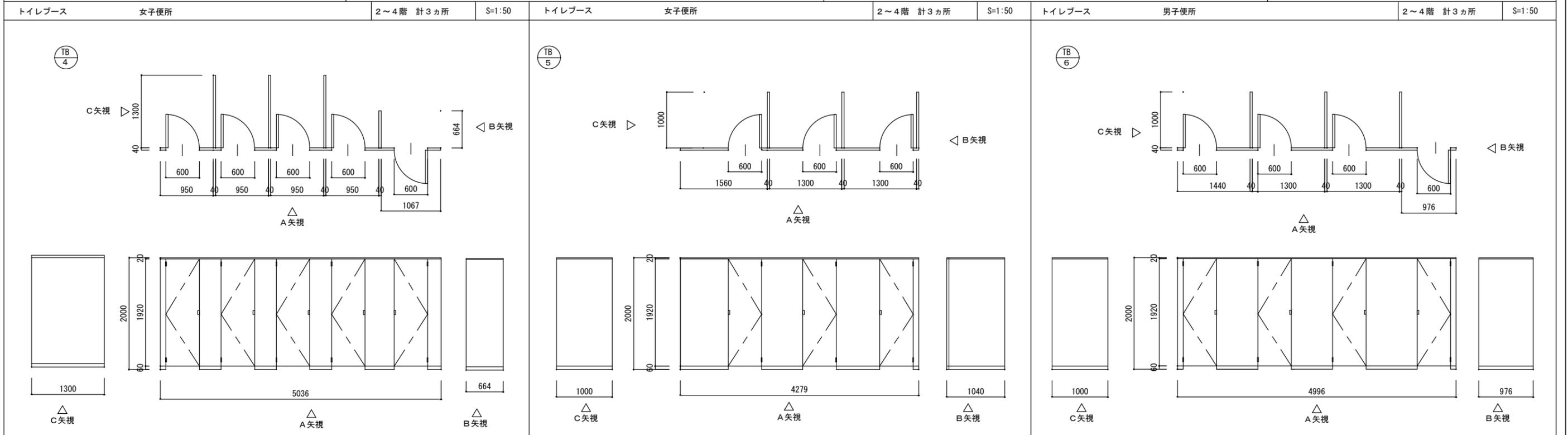
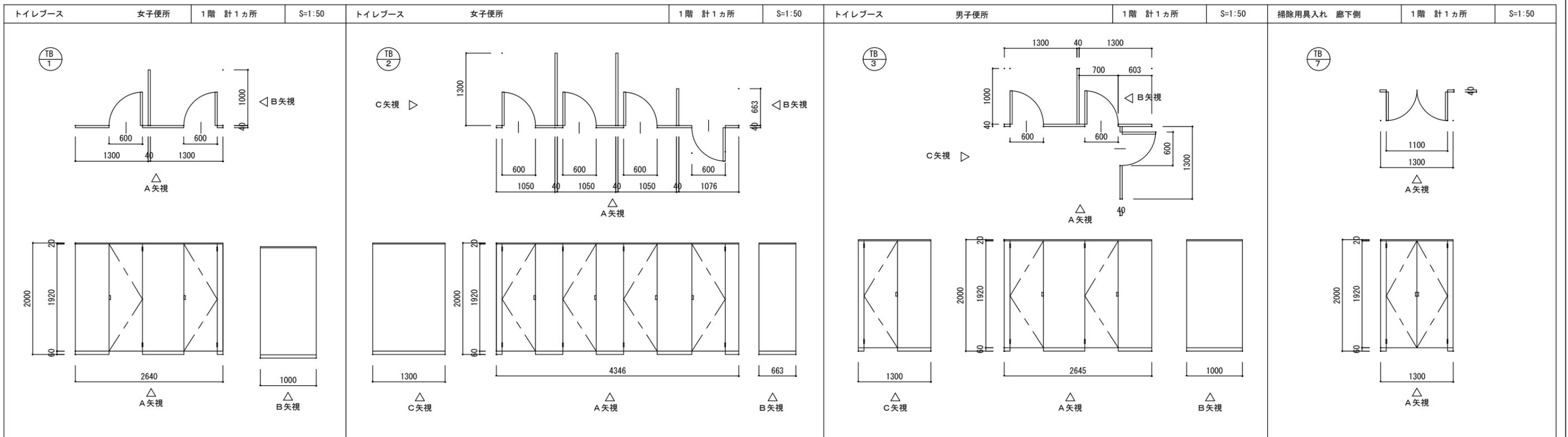


2~4階 キープラン S=1:50

| 場所 | バリアフリートイレ | 1階 計1カ所 | S=1:50 |
|--------|--|---------|--------|
| 符号 | LSD 1 | | |
| 姿図 | | | |
| 種類 | 1階だれでもトイレ 扉(額・ガラリ付) | | |
| 仕上 | 化粧鋼板 0.6 芯材ペーパーコア | | |
| 建具及枠見込 | 扉厚40、枠見込248 | | |
| 硝子 | 型ガラス厚4.0mm | | |
| 金物 | 把手(ステンレスハンドル) L450 樹脂製サムターン(内掛け表示付き・非常開放方式) | | |
| 備考 | ガラリ、ハガーレール式(傾斜レール油圧制御装置) | | |

| 場所 | 男女便所 | 各階 計12カ所 | S=1:50 |
|---------|----------------------------------|----------|--------|
| 符号 | 点1 点2 点3 点4 点5 点6 | | |
| 姿図 | | | |
| 種類 | 片開きアルミ点検用扉 | | |
| 枠 番摺・皿板 | アルミ | | |
| 建具材料・框厚 | アルミ | | |
| 仕上 | アルマイト | | |
| 硝子 | — | | |
| 丁番 | 一式付 | | |
| 金物 | プッシュ式ラッチ | | |
| 備考 | — | | |

| | | | |
|-----|----------------------|----|-----------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-24号 | 図名 | キープラン・建具表1(改修後) |
| 作成 | 平成28年10月日 | 監理 | 日野市総務部 建築営繕課 |
| 訂正 | 平成 年 月 日 | 設計 | 株式会社 スタッド |

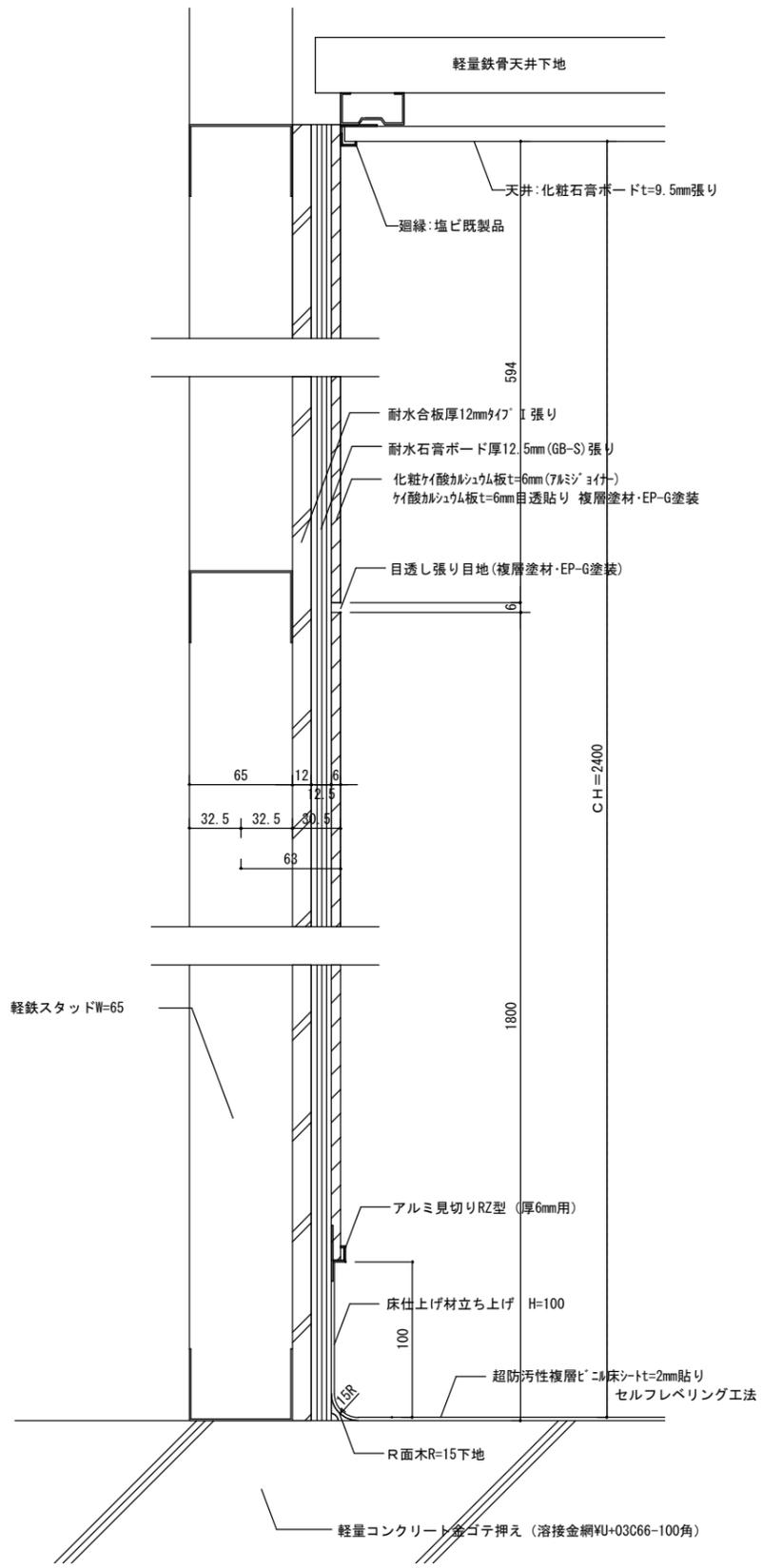


トイレブース共通仕上表

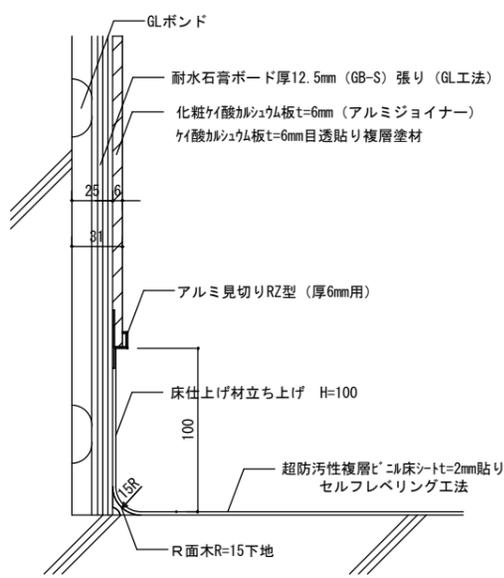
| | | | |
|------|--------------------|-----|--|
| 頭ツナギ | アルミ押出し形材 20X40 | 表面材 | 高圧メラミン化粧板 (パーティクルボード9mm裏打) |
| 巾 木 | ステンレスヘアライン仕上げ H=60 | 金 具 | 内掛表示錠・スライドラッチ・SUS帽子掛戸当り・非常用開錠仕様その他附属金物一式付 |
| 芯 材 | ペーパーコア | 吊方式 | 中心吊 |
| エッジ | アルミ押出し形材 (Rエッジ) | 扉 | コーナーカバー (R)、指挟み防止仕様、掃除用具入扉：シリンダー錠 内部サムターン付 |

| | | | |
|-----|----------------------|-----|--|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図 番 | 第A-25号 | 図 名 | キブラン・建具表2(改修後) |
| 作 成 | 平成28年10月 日 | 監 理 | 日野市総務部 建築営繕課 |
| 訂 正 | 平成 年 月 日 | 設 計 | 株式会社 スタッド <small>一級建築士第261204号 塚 井 一 司</small> |

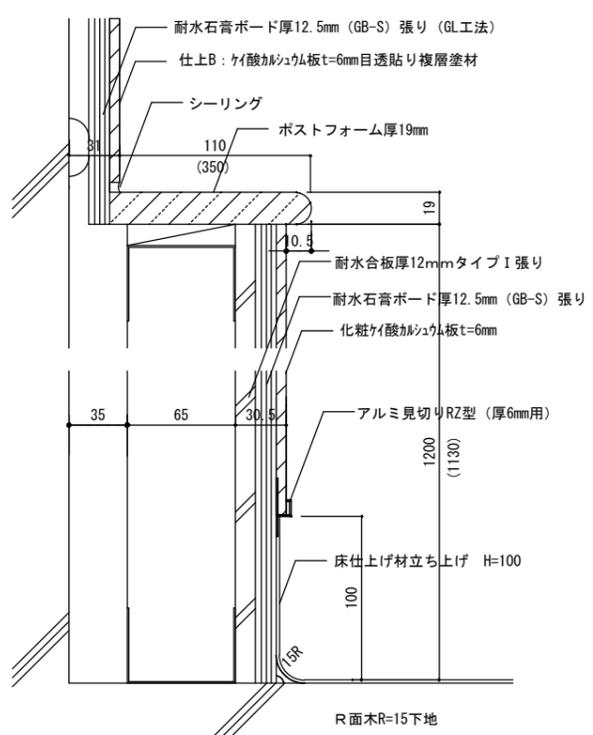
軽鉄間仕切り 床・壁・天井取合い詳細図 S=1:3



R C部分 床・壁取合い詳細図 S=1:3

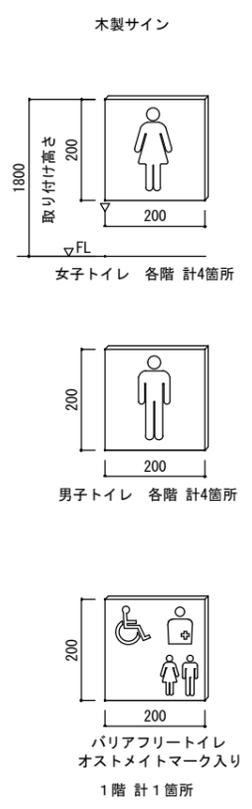


ライニング詳細図 S=1:3

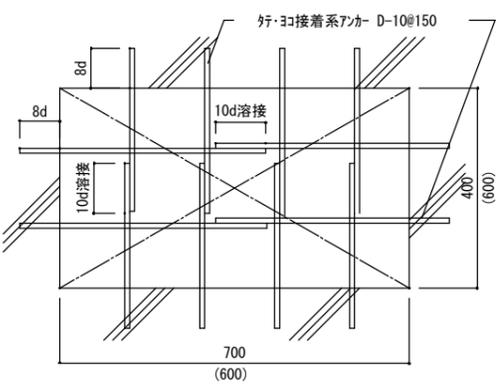


※○は便所内ポストフォームを示す
※○は小便器ライニングを示す

サイン S=NON

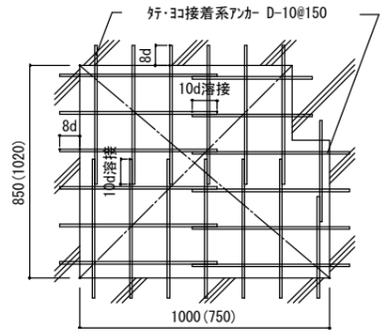


既存和式便器・床下点検口開口復旧詳細図 S=1:10



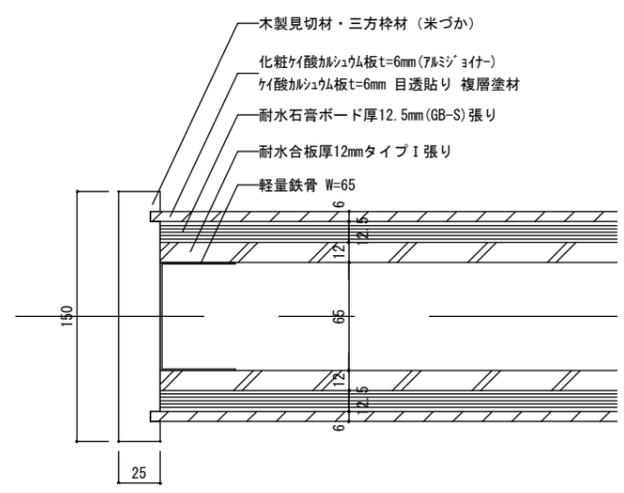
※()は床下点検口を示す

PS開口復旧詳細図 S=1:20

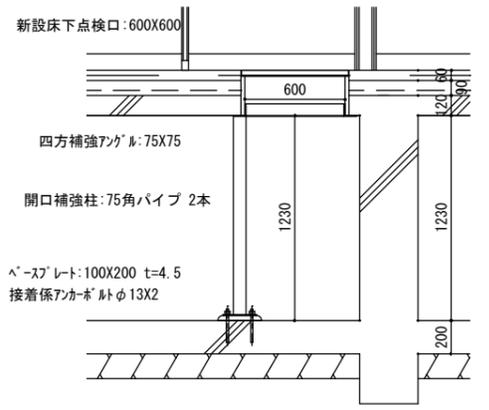


※()は男子トイレ内のPS開口部を示す

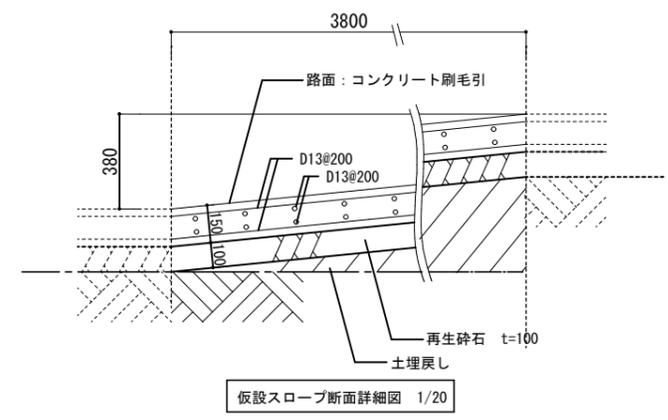
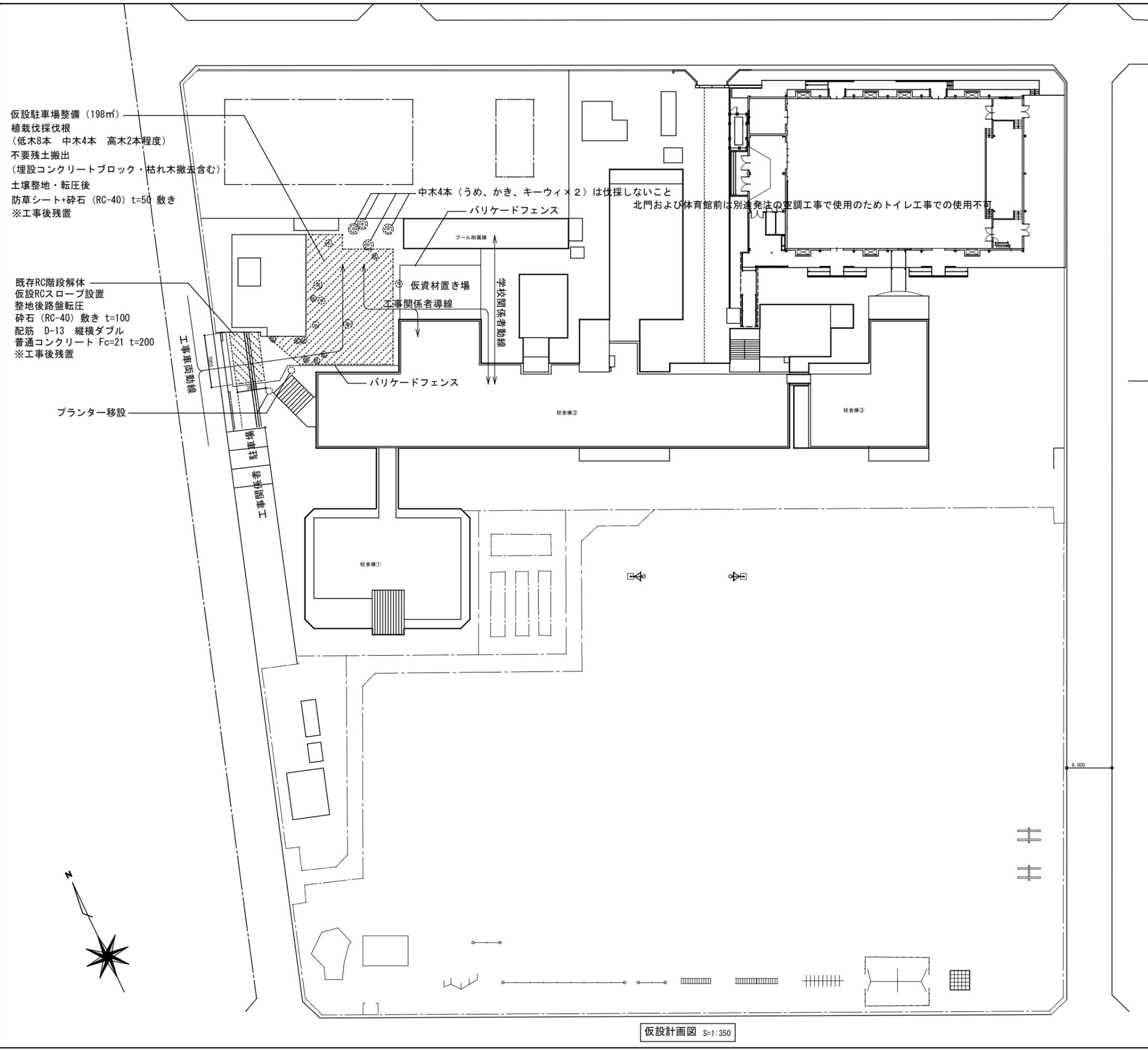
見切り材・三方枠詳細図 S=1:3



床下点検口600角新設スラブ開口補強 S=1:30



| | | | |
|------------------|----------------------|----|-----------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-26号 | 図名 | 雑詳細図(改修後) |
| 作成 平成28年10月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂正 平成 年 月 日 | 設計 株式会社 スタッド | | |



- 凡例
- バリケードフェンス+シート養生 H=1800
 - ⇄ 学校関係者導線
 - ⇄ 工事関係者出入口

※本図は参考図であるが、仮設駐車場・仮設スロープについては図示通りの仕様で実施するものとする (指定仮設)

| | | | |
|-----------------|----------------------|----|--------------|
| 工事名 | 日野市立日野第七小学校トイレ改修建築工事 | | |
| 図番 | 第A-27号 | 図名 | 外部仮設計画図 (参考) |
| 作図 令和5年10月 日 | 監理 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂正 令和 年 月 日 | 設計 日野市総務部建築営繕課 | | |

仮設計画図 S=1:350